

## 平成30年第4回ニセコ町議会定例会 第2号

平成30年6月20日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 陳情第 1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める陳情  
(産業建設常任委員会報告)
- 4 一般質問
- 5 議案第 4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
- 6 議案第 5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について
- 7 議案第 6号 町税条例等の一部を改正する条例
- 8 議案第 7号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 8号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算
- 10 議案第 9号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算
- 11 議員派遣の件について
- 12 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 13 意見案第2号 北海道主要農作物等種子条例の制定に関する意見書

### ○出席議員（10名）

- |         |          |
|---------|----------|
| 1番 木下裕三 | 2番 浜本和彦  |
| 3番 青羽雄士 | 4番 斉藤うめ子 |
| 5番 竹内正貴 | 6番 三谷典久  |
| 7番 篠原正男 | 8番 新井正治  |
| 9番 猪狩一郎 | 10番 高橋守  |

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

- |       |      |
|-------|------|
| 町長    | 片山健也 |
| 副町長   | 林知己  |
| 会計管理者 | 千葉敬貴 |
| 総務課長  | 阿部信幸 |
| 総務課参事 | 黒瀧敏雄 |

企 画 環 境 課 長	山 本 契 太
税 務 課 長	芳 賀 善 範
町 民 生 活 課 長	横 山 俊 幸
保 健 福 祉 課 長	折 内 光 洋
農 政 課 長	福 村 一 広
農 業 委 員 会 事 務 局 長	
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	藤 田 明 彦
商 工 観 光 課 長	前 原 功 治
建 設 課 長	高 瀬 達 矢
上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
総 務 係 長	桜 井 幸 則
財 政 係 長	馬 淵 弘 淳
代 表 監 査 委 員 長	小 菊 地 博
教 育 課 長	加 藤 紀 孝
学 校 教 育 課 長	佐 藤 寛 樹
町 民 学 習 課 長	高 田 生 二
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	酒 井 葉 子
幼 児 セ ン タ ー 長	荒 木 隆 志
農 業 委 員 会 長	

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 竹 祐 子
書 記	中 野 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、木下裕三君、2番、浜本和彦君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（高橋 守君） 日程第2、諸般の報告をします。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、馬淵淳君、監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。  
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 陳情第1号

- 議長（高橋 守君） 日程第3、陳情第1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める陳情の件を議題とします。  
本件に関し、委員長の報告を求めます。  
竹内産業建設常任委員長。  
○産業建設常任委員長（竹内正貴君） 去る6月14日の本会議において当委員会に付託されました陳情第1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める陳情は、6月15日、全委員出席のもとに産業建設常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので、報告します。  
よろしくご審議をお願いいたします。  
○議長（高橋 守君） 報告が終わりました。  
これより陳情第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書提出を求める陳情の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

#### ◎日程第4 一般質問

○議長(高橋 守君) 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

猪狩一郎君。

○9番(猪狩一郎君) 通告に従いまして、質問させていただきます。

ニセコ町の人口を昨年同期と比べてみますと微増していますし、何よりも子どもたちの数がふえているということでございます。近隣町村にはない現象であります。ただ、喜んでばかりいられないのは、将来確実に人口が減るというデータや調査機関の発表があるということでございます。遅いくらいでございますが、方策を立てていくのが喫緊の課題だと思います。町長の所見を伺います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) おはようございます。本定例会よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの猪狩議員のご質問にお答えいたします。ニセコ町の人口の将来推計につきましては、平成28年3月に策定しましたニセコ町自治創生総合戦略の中の人口ビジョンにおいて客観的データに基づく分析、評価の上、その将来展望を取りまとめております。その人口ビジョンにおいては、合計特殊出生率や住宅整備などの一定の条件のもと、2060年にわたり総人口がおおむね5,000人規模を維持する推計となっております。あわせて人口の変化による将来的な影響として、地域としての労働力不足、それと老年人口の増加による高齢化が見込まれているところでございます。この人口ビジョンの結果を踏まえ、ニセコ町自治創生総合戦略において地域資源を生かした多様な働き方や交流人口拡大と定住環境づくりなど4つの基本目標を定め、例えば今後の地域の高齢化を

見越した地域公共交通のあり方を検証、実証していくローカルスマート交通構築事業など、具体的な施策の検討及び展開をしているところでございます。近年のニセコ町の人口推移については、微増傾向が続いており、町人口ビジョンでの推計を若干上回る増加数値で推移をしております。

なお、我が国における総人口は減少の一途をたどっておりますが、大都市部においては今後とも人口集中が続くものと見込まれており、人口の偏在化が進行するものと思われま。こうしたときであるからこそSDGsを基本とする将来に持続するまちづくりの強化がさらに必要になってくるものと考えております。今後もニセコ町まちづくり基本条例のもと、町総合計画や総合戦略など各種計画に基づく施策を適宜検証しながら展開し、持続可能なまちづくりを推進していく所存でございますので、ご支援をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 今町長がおっしゃいましたニセコ町自治創生総合戦略に出ているまず1つ目の人口なのですが、道新に発表されましたこれは国立社会保障・人口問題研究所が発表したのと例えば2045年ですと600人ぐらいの差があるのですが、調べる機関によって違うものなのか、それとも少しこっちが総合戦略のほうでは楽観視した見方をしているのか、その辺が知りたいのと、それとさっき町長がおっしゃいましたSDGsのことも出ていたのですが、そこで参考になるのです。全ての問題を全部同時に取り組むという、全ての問題は関連しているので、同時並行したらいいのではないかと。ですから、子育てから婚活、あるいは住宅問題、それから教育、働き方、そういういろんな所管を含めて、それを総合的にやったらどうかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 国立社会保障・人口問題研究所の違いではありますが、これはどこも大体少しずつ差はありまして、社人研はたしかコーホート方式という方式を用いていると思っておりますが、出生率、それから過去の人口推移、そういうものを全国でやりますので、一定の率を掛けて推計する仕組みであります。これは、ニセコ町の場合は特に社人研の推計とはこれまでもずっと違ってきておりまして、私ども今回算定としてはそのコーホートと同じ方式ではありますが、出生率、それから社会的な移動、これからある一定程度小さな工場を含めてホテル等の雇用が見込める。それと、今私どもの一番大きな問題は、住みたい人がいても住宅がない、それから家を建てたくても建てる土地がないということにありますので、このことをしっかりすることによって我々が作り出した創生ビジョンに基づく人口は維持できるのではないかと。こういう面で行くと、大体総合戦略が5,000人規模をずっと2060年も維持できるということになっておりますので、そのことを目指してしっかりやっていきたいという考えであります。

それと、もう一点が総合的な事業展開すべきでないかと、個別ばらばら、縦割りといいますか、そういうことではなくてというのは全くそのとおりでありまして、できるだけ管理職会議を含めて、あるいはそれぞれの今プロジェクトで共有できるものは共有をして、力を合わせて進んでいくということで、庁内の情報共有を進めておりますので、それは議員おっしゃるとおり、鋭意みんなで力を合わせて進めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 人口の増減には自然の増、俗に言う婚活というか、結婚して子どもをつくったり、それと社会的な増減があるのですけれども、若い人が来ていただくのが一番人口ふえるのですけれども、町長の嫌いなふるさと納税と同じで、日本全国のパイを譲り合うだけでは、短期的なことでは喜ぶことなののですけれども、長期的に見ますと自然の増減がふえることが一番望ましいことではないかと思うのですけれども、地道ですけれども、どういう対策を考えているのでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） まず、一番大事なことは、今同じような小さな人口5,000人前後のまちでも合計特殊出生率が2.4を超えているところが日本の中に数カ所ありまして、そこはやっぱり徹底した子育て支援をやっております。そういう格差によるものをなくするように、そのことが評価をされて、そこで若い人が生活をする。そのことが物すごく大きい。実際にいろんなシミュレーションをやっていまして、社人研等の比較をしても最大1,000人ぐらいの我が町でも差ができるということですので、まず子育て支援をさらに拡充をして、そのことによって住みたい人が住める住宅をさらに官民連携をして進めていく。そのことによって一定程度の人口は確保して、安心して住めるまちづくりができるのではないかと考えておりますので、その点はさらに今後強化をしてまいりたいと、このように考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、篠原正男君。

○7番（篠原正男君） 続きまして、さきの通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

消防団活動の基盤整備についてお伺いをいたします。昨年改正道路交通法が施行され、新たに準中型免許が新設されました。これに伴って消防団活動への影響と今後の対策についてどのようにお考えか、まず伺います。あわせて現在部品供給期限が迫っている消防自動車、ポンプ車ですが、これらの更新も必要と考えておりますが、消防団活動の基盤整備という観点から町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。

昨年3月に運転免許制度が改正になり、3月12日以降に普通免許を取得した人は、重量3.5トン以上、積載重量2.0トン以上の車は運転できなくなっております。現在ニセコ消防団の車両構成は、中型自動車2台、準中型自動車1台の計3台となっております。ニセコ消防団では、各消防団車両の運転手を各車4名ずつ、計12名指定しており、これは消防団の機関員という言い方をしておりますが、12名指定しており、現状では運転手の不足というものはありません。仮に出動時に免許を所有する消防団員がない場合につきましては、資格のある職員が運転するという事になっております。しかし、将来にわたっては、現在運転している団員が退団した場合など免許の取得者が不足することも考えられますので、免許取得費用の助成等について消防組合と協議していく必要があるものというふうに考えております。

次に、消防自動車の更新でございますが、現在消防団が使用している車は、平成元年11月登録の

ポンプ車、それから平成7年2月登録の積載車、そして平成21年10月登録のポンプ車の3台でございます。このうち平成元年に購入したポンプ車は、29年近く経過しており、走行距離1万6,437キロとなっております。走行距離は少ないわけではありますが、エンジンは老朽化しているものというふうに思われます。また、ポンプメーカーに確認したところ、古い機種のため今後ポンプ部品の供給が難しいという話を聞いております。こうしたことから、消防の10年プランにおきましては、平成31年にポンプ車の更新が計画されているところであり、ニセコ町の過疎計画においても平成31年度ポンプ車導入予定としているところでございます。町としましても来年の予算編成において財政の状況も踏まえながら、31年度の導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） まず、1点目の準中型免許の新設にかかわっての部分でございますが、現状では運転する方をそれぞれ指名し、行っているのですが、問題はないということでございますが、まず団員の構成は全体としてどのような年齢構成になっておられるのかというのと、それから団員のそれぞれの入れかえというのが結構あるのかなというふうに思われますので、その辺の団員の動きがもしわかれば教えていただきたいのと、私は制度が変わった段階でしっかりとした議論がなされて、方向性をしっかり定める必要があるのではないかと。国からの通知、総務省からの通知は、1月25日付で都道府県知事、指定都市市長へ通知がされているわけで、それ以降恐らくニセコ町にも通知があったかというふうに思われます。この間どのような検討がなされてきたのかどうか。なされていないのならなされていなくて結構でございます。その過程がわかればお教えいただきたいと。

最後に、今回の準中型免許にかかわっての消防団への対応というのが私は、確かに羊蹄山ろく消防組合と連携はすべきであるとは思いますが、ニセコ消防団というのはやはりニセコ町として独立してあるものではないかというふうに認識をしております。もしそれが間違っていれば訂正いただければと思うのですが、その中でニセコ町としての考え方をいち早く示すべきであろうというふうに考えておりますが、その点についてお伺いします。

ポンプ車にかかわっては、私は部品供給がストップした段階ではもう遅いというふうに思っております。約29年経過したものにしまして部品供給が停止される前に更新手続を早急に行うべきであろうというふうに考えておりますので、さらにその点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 済みません。団員の年齢構成につきましては、ちょっと手元に資料がなくて、申しわけありません。後ほど調べてその辺整理させていただきたいと思っております。

現在団員数は66名ということでありまして、70定員でありますので、4名足りないというような状況になっております。これらの不足につきましても今後消防支署等と協議をしながら、できるだけ定数確保できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、指摘の組合も大事だが、町としての考え方も消防団については必要だというようなご意見でありまして、それはおっしゃるとおりだというふうに思いますので、先ほどの方向性についての

検討等につきましては、まだ消防の幹事会でも会議を開いていないということでもありますので、ご意見の趣旨を踏まえて早急の幹事会を開催し、消防としての方向性、それからニセコ町としての考え方も今後整理してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

(何事か声あり)

済みません。大変失礼しました。消防のポンプ車につきましては、部品供給が今後においては難しいということを知っておりますので、それで計画的に平成31年でありますから来年度何とか予算化するように調整をして、鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 次に、斉藤うめ子君。

○4番（斉藤うめ子君） おはようございます。通告に従いまして、5件一般質問をさせていただきます。

1件目、西暦と元号の併記について。来年2019年5月1日の改元に向けて、庁内全ての公文書に西暦と元号を併記することについて町長の見解を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

来年の改元に向け、公文書に西暦と元号を併記すべきではないかという趣旨かと存じますが、平成25年6月議会の一般質問のときにも公文書の元号と西暦の使用についてご質問をいただき、次のように回答させていただいております。これまで国を含む行政機関では、慣例により元号表記による文書が一般的でございますが、民間では国際化の流れもあり、西暦表記に移行されてきているということは承知をしております。本町では、これまでも海外向け文書については西暦を併用、あるいは西暦で対応している事務文書もございます。今後につきましても元号による表記を原則としつつ、必要に応じて西暦を用いるなど、国際社会に適用できるよう対応してまいりたいと考えておりますというのがそのときの答弁でございまして、現在はこの答弁のように元号と西暦を必要に応じて使い分けることとしております。

今後につきましては、来年に控えております元号の改正に当たり、平成31年4月から町が発する通常の一般的な文書につきましては、元号と西暦を併記する取り扱いにすることといたしております。また、システムから出力される納付書等のシステム帳票につきましては、北海道自治体システム協議会加盟市町村との調整も必要でありますことから、相当の期間は要するものと思いますが、他町村の意向も確認しつつ検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 今の町長の答弁で、もう一回確認ですけれども、来年に向けて元号と西暦を併記するという方向でいかれるという答弁だったと思いますけれども、ちょっと細かいことですけれども、西暦が先になりますか、そして元号が後になる、そういう併記、全く同じになります。今ほとんどが西暦で表記されて、括弧つきで元号というのが多いのですけれども、それから私今回いろいろと調査してみましたけれども、元号を主に公式にしているところは世界の中で日本だけで、

イスラム圏とかいろんなほかの国でもそれ独自のそういう元号というものはあるようなのですけれども、やはり全部併記しているというのが世界の流れですので、やっとなせこ町もそういう併記ということではいかれるということで今答弁いただきましたけれども、どういう形になるのか。

それから、今時間がかかるというふうにおっしゃいましたけれども、その期間というのは来年の5月1日以降ということになるのですか。その辺のところをもう一回伺いたいなと思っています。と申しますのは、今の現在のあれでは平成三十何年とか38年とか平成でほとんど記載されておりますけれども、そういうところはまた改めていく予定でいらっしゃるわけですか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） まず、1点目の併記の考え方でありますが、現在平成であります。平成何年、括弧、西暦、括弧閉じ、それで月日を書くというのが多く自治体で用いられている方法でありますので、なせこ町もそれに基づいて進めたいというように考えております。元号が先で、西暦が括弧書きという、一般的な発する文書についてはそういうことをしたいと考えております。

それと、電算システムの改修を伴うもの、あるいは共同でやっているものについては、システム改修費が相当かかってきますので、これは1年や2年というスパンではないと思います。各関係機関との調整やそれなりに多くのお金を各町村が出して共同で直すという作業がありますので、それは合意形成の期間には相当数の時間を要するというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） よろしいですね。

○4番（斉藤うめ子君） 済みません。今町長は、元号が先で、そして西暦が後というふうにおっしゃったのですけれども、一般的には西暦が先で、それは世界共通になりますので、西暦が先で、括弧つきで元号というのが私が見ている範囲では、新聞なんかはほとんどそうだと思うのですけれども、そういう形になっておりますけれども、私は順序もやっぱり大事だと思うのです。これまでも非常に私たちも混乱するというのですか、年数を数えるときに西暦と元号があると混乱するのですけれども、西暦をメインにして、そして元号も日本独特の暦のシステムですので、それはこれからも維持してきて私はいいと思いますけれども、順序が私はちょっとどうかなというふうに思っておりますけれども、町長はあくまでもそれはなせこ町の方針としてやる考え方でいらっしゃるのですか、それともまたほかの全体を見たときにどうするかということはまだこれからも検討される余地があるのかお聞きしたいなと思っています。

○議長（高橋 守君） よろしいですか。同じことを繰り返している。

○4番（斉藤うめ子君） 日本では珍しいのですが、東京都のある自治体では、西暦だけで表記しているというふう聞いていますけれども、その点はいかがなのでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 現在のところ札幌市なども元号で、括弧書きをしておりますが、それが私が知る限り一般的な感じはしておりますが、斉藤議員がおっしゃることがこれからの社会に必要なのかなとも思いますけれども、私自身は古い考え方で国粋主義者でありますので、やっぱり日本の国は伝統文化のこの元号も大事にすべきではないかと思っています。ただ、若い皆さんの

意見も大事ですので、来年4月からその辺どっちが順番先かということも調整をしてみたいと思います。また意見を聞いて進めたいと思います。ただ、私個人は元号先がいいかなというふうには思っております。またある程度熟度が上がりましたら、ご報告させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 守君） 次に入ってください。

○4番（斉藤うめ子君） 2件目、子ども食堂について。去る3月13日の議会定例会において新庁舎内に子ども食堂をに対して、菊地教育長は次のような答弁を行っております。前後をちょっと省略しておりますけれども、教育の立場から、教育委員会として子どもの貧困対策などの観点からいわゆる子ども食堂に関して今後町で整備する新庁舎に設けるか否かにかかわらず、設置などに向けて教育行政として取り組む考えは現在のところございませんと答弁をされましたが、その理由について伺います。

また、町民にとっての居場所とは何か、町長はどういうイメージを描いていらっしゃるのか伺いたしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員ご質問の3月議会にてご質問されました子ども食堂について改めてお答えをいたします。

教育委員会では、子どもの貧困対策などの観点から、就学援助制度運用などの取り組みを適切に行っているところでございます。また、放課後子ども教室など、子どもの安全な居場所に関しても多様な場が設けられていると考えております。そうしたことから、現在子ども食堂に関して教育行政として取り組む考えはないということでありまして、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

人が暮らしていく上でそれぞれの人々の志向による居場所があることは、それぞれの暮らしの中で、また社会を営む上で必要なものであるという理解をしております。これまで町では、公共施設においてこうした居場所づくりというものを進めてきておりまして、できるだけこういった居場所としての空間を確保したいということで、町民センターにおいてはロビーを広くとることや2階に自由に利用できる談話室の設置をすること、そして中央倉庫においては旧でん粉工場の幅広い利活用を啓発してきたところでございます。また、今後整備する役場新庁舎においても、来訪される皆さんが気軽に休み、談笑いただくコミュニティースペースもでき得る限りとりたいというふうを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 教育長に伺いたいのですけれども、ご存じのようにニセコスタイルのコミュニティ・スクール、この地域での取り組みの中に、2番目になりますけれども、子どもが学び楽しむ居場所をつくる、それから3番目に子どもとともに学びを深める活動を進めるといふふうにありますけれども、教育長が考えていらっしゃる子どもが学び楽しむ居場所というのは、どういう居場所を想定していらっしゃるのでしょうか。

それと、もう一点です。町長のおっしゃる居場所、前回質問したことと同じ答弁だったと思うのですが、居場所というものはどういうものかということ、どういうことを町長はイメージしていらっしゃるのかということは今答弁ではなかったように思います。町民センターにロビーとか談話室、コミュニティールームがあります。それから、中央倉庫のでん粉倉庫部分のカフェに集まる場所がありますし、綺羅乃湯のところにもそういうスペースはあります。新庁舎にも談話室やロビーなど設計図を見る限りでは結構つくってはいるのです。けれども、それがいわゆる町長にとっての、私は前回は申し上げたように子ども食堂というのは名前であって、子どもに限らず、子どもから大人、それから高齢者、全てを含めていつでも行ける気持ちのいい居場所としての場所を想定しているわけなのですけれども、この居場所というものについての考え方が今の答弁でもちょっと回答いただけなかったと思うのですけれども、この居場所の定義というのは非常にいろんな専門家も研究されているのですけれども、単純に言えば安らげる場所、自由な場所、日常から離れられる場所、たまり場、仕事と家庭以外の場所、時間、子どもにとっては学校と家庭以外の居場所、そして生き生きと過ごせる場所。町長、今申し上げた町民センターとか、それからでん粉工場、綺羅乃湯のスペースなどを昼間のぞいてごらんになったことがありますか。私は、時々行きますけれども、1人か2人ぼつんとそこにただいるだけなのです。居場所とは決して言えない場所です。それは、ただ一時的に休憩するとか、ちょっと人と待ち合わせるとか、そういうものなのです。ですから、居場所では全くないわけです。ですから、これは居場所には全く想定をしない。居場所というのは、非常にここをもっともっと研究しなくてはいけない場所なので、ニセコ町はこの町をこれからも本当に町長がいつもおっしゃる相互扶助の町を目指すとしたら、この居場所ということを非常によく考えなくてはいけないと思っています。そして、まちづくり基本条例にある情報共有、町民参加、そういうものが十分に発揮できる場所、町民の方が活躍できる場所をいろいろと研究して、場所をつくらなくてはいけないと思っています。いかにこの町でひとり暮らしの高齢者が家にこもっているか、そういうところ、そういう場面をどのくらい町長はごらんになってわかっていらっしゃるのか、そのところを伺うというよりも、よく認識していただきたいなというふうに思っております。ですから、居場所に関する研究というか……

○議長（高橋 守君） よろしいですか。

○4番（斉藤うめ子君） 勉強というのをやはり……

○議長（高橋 守君） 斉藤議員、簡潔にやってください。

○4番（斉藤うめ子君） 簡潔にやっています。これは大事なことです、発言させてください。

○議長（高橋 守君） 同じことを何度も繰り返さないでください。

○4番（斉藤うめ子君） 同じことではありません。それを町長も考えていただきたいと思っています。今はそれだけです。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ではまず、私のほうの考えということで居場所についてということで、斉藤議員もおっしゃってございましたけれども、子どもたちにとっての居場所、いろんな定義があるかというふうに思いますけれども、キーワードになるのは安全で安心できる場所、あるいは豊かな

体験や交流ができる場所なのかなというふうに考えております。私自身子ども食堂に関して否定するものではなくて、その辺ご理解願いたいと思いますけれども、そのコミュニティ・スクールのアクションプランについても行政が主体になってその地域の取り組みをするということではありませぬので、その辺ご理解いただければというふうに思います。ですから、地域の中でそういう相談等があれば、それはもちろん教育委員会としても相談に乗っていくということはあるというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 斉藤議員のただいまの中で、一人でぼつんとしていると言われまして、そういう人にとってもそれは居場所ではないかと思えます。要は人それぞれ多様性があるって、そういう場がおっしゃるとおりたくさんあったらいいというふうに思います。町では、できるだけ公共施設にそういう場をこれからもふやしていきたいというふうに思いますし、住民の皆さんの自主的活動で議員がおっしゃるような子ども食堂であるとか、あるいはいろんなコミュニティの場がたくさん出てくると、そのことについてはでき得る限り町でも応援をして進めていきたいなというふうに考えております。

ただ、これあなた方の居場所ですよと行政がつくるというのはちょっと、今おっしゃったとおりご高齢の皆さんから子どもさんからいっぱいおられますので、それは逆にどうなのかなというふうに率直に私は思います。ただ、引き続き安らげる場、コミュニケーションができる場づくりは進めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 私は、この発想というか、教育長も、それから町長の考え方なのですけども、本来これは国が音頭をとっていい問題なのです。それだけのことをしても。でも、予算とかいろんなことで全くそこに子どもの貧困も含めて行き渡っていない。そこを埋める意味で一般の関心ある人とかいろんな方たちが市民が立ち上がって、全国に今2,200以上の子ども食堂ができていると、またどんどんふえていくと聞いています。そして、その中で9割近くが一般の町民というか、市民がやっているわけですけども、1割、10%にわたるものは役場とかそういう行政がやっている。それは私も調べておりますけれども、新聞にも載っていますし、後志管内とか道内のほうも調べた結果そういうデータが出ています。これは、何度も言うように教育全てに関して、子育て全てに関して国が行き渡らない部分を私たちが埋めているわけですから、そこはあなたたちに任せるのではなくて、ニセコ町がそこを自覚して、ちゃんとしっかり本質を捉えて先進的に立ち上がっていいのではないかなと思っています。そして、こんな人口5,000人の小さな町ですから、行政が音頭をとって、そして相互扶助を实践するためにはボランティアの集まれる、活躍できる場所を提供するという事は行政の責任だと思っています。ですから、新庁舎にせめてボランティアの拠点になる場所を設置するという事は、役場の一つの使命ではないかと私は思っています。しっかり考えていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次の質問。

○4番（斉藤うめ子君） 次に行きます。子育て支援について伺います。

現在ニセコ町の人口は微増し、子どもの数もふえております。しかしながら、ニセコ町のゼロ歳から18歳までの子どもの数は約800人余り、これ2016年で817人でした。今回ちょっと正確な数は把握できませんでしたので、800人から19歳まで入れると845人ぐらいだったと思いますけれども、多くて大体八百二、三十人ではないかなというふうに思っております。その全人口に占める割合は約16%にすぎません。それに対して高齢化率は上昇傾向にあり、65歳以上は1,367人で、高齢化率は約27%を占め、少子高齢化が進んでいます。これからは、子どもを産み育てやすい環境整備がより求められています。そこで、ニセコ町で初めて出産を迎える女性の不安を少しでも少なくして、安心して赤ちゃんを迎えられる子育て支援策の一つとして、フィンランドで80年の歴史のある育児パッケージを倣い、誕生の祝福と歓迎の意味を込め、ニセコ町で初めて生まれてくる赤ちゃんへ育児パッケージを贈ってはいかがかと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ニセコ町では、新生児に対して昭和49年より平成14年度まで出産届け時に誕生祝金としてお子さんの銀行口座をつくり、お祝金を支給しておりました。この制度は、金融機関の事情により、町が個人名義の通帳をつくることができなくなり、廃止しております。このお祝い制度は、ブックスタートとして絵本2冊を乳児にお祝いすることとして現在に引き継がれてきております。

議員より新生児誕生時に育児パッケージを贈呈してはとのことですが、先般大手組合より新生児にファーストチャイルドボックスという制度をニセコ町とタイアップして配付できないかという申し出があり、検討しましたが、最終的には当該組合の会員に登録することが条件となったために、残念ながら実現には至らなかった経緯がございます。今回提案されております育児パッケージについては、子どもの服装や使用する材質など保護者の皆様の嗜好というものが多様になっているため、商品の選定などなかなか難しいことも多いものと理解をしております。町としましても、安心して出産ができる環境づくりのために産後ケアを初めとする子育て支援は必要なことと考えており、今後の新生児の支援拡充につきましては、関係部署とも検討して強化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤委員。

○4番（斉藤うめ子君） ニセコ町でもささやかながらやっている、ブックスタートという形で現在引き継がれているということなのですが、私は今申し上げたようにまだまだ子育て環境が整備されていない。もっともっと手厚い環境整備が必要ではないかというふうに思っております。そして、たまたま去年1月ですけれども、フィンランドから直輸入したフィンランドのベビーボックスというのを私は見ました、娘が出産したことをきっかけに。それを見ましたら、値段は5万円ぐらいだったのですけれども、約1年間必要なものを全部そこにボックスの中にあるわけです。それで、こんなすばらしいものがあるのかと思って、非常に感激して、ぜひニセコ町でも提案したいと思っておりました。そうしましたら、今町長がおっしゃったように北海道のさっぽろコープです

か、が始めたというニュースは知っております。それで、いろいろと調べていったのですけれども、今現在世界60カ国がフィンランドに倣って育児パッケージ、形はちょっと違うのですけれども、ほとんど同じ内容のというか、そういう新生児に対する育児援助というのを、支援というのをやっているわけです。何と日本でも5町村ですか、千葉県の浦安市とか、それから鹿児島県の日置市、福島県の伊達市、山形県の長井市、この山形県の長井市というのは非常に力を入れていまして、本当にフィンランドの育児のバックアップに非常に近いのですけれども、その地域、その地域のやり方はそれぞれ特徴を出したやり方ができると思いますけれども、私はもっともっとうこういう子育て支援というものに町は予算を費やしてもいいのではないかなというふうに本当に思っております。まだまだ少ない。育児環境を整えば出生率も高くなります。まだ日本ができていない。先ほども申し上げたように日本のそういう制度がおくれている。ですから、地方から少しでもそういうことをどんどん始めていって、そして国を動かして、国がそういうことをするというふうに地方から国を動かすような制度を始めてもらえないかなというふうに思っております。

費用ですけれども、私保健福祉課に伺いましたら、年間新しくここのニセコ町で生まれる赤ちゃんは大体20人から21人ぐらいというふうに伺いました。予算的にもそんなに高い額ではないと。たとえもし1人に対して5万円の育児ボックス、要らないという方もいるかもしれませんから、その内容に関してはもっともっとう検討しなければならないと思いますけれども、そのくらいのことをしても足りないぐらいというか、まだまだこれからそのくらいはしてほしいなというふうに思っております。町長今後どういうふう to それを受けとめていらっしゃるのかももう一度伺いたいなと思っております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） お子さんの誕生につきましては、各自治体いろいろ工夫をされていて、おむつを配られるところ、それからごみ袋を配付するところ、あるいは君の椅子とって地域の椅子を、お子さん用の椅子を提供したり、さまざまな取り組みをしております。本町に合った仕組みというのは、どういうものが一番持続型でいいのか、その辺はまた今後検討させて進めたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次よろしいですか。

○4番（斉藤うめ子君） 次に行きます。4件目、性の多様性、LGBTからSOGI、ソギへ。2016年12月議会においてLGBTへの理解と学校教育の充実について質問しました。LGBTという言葉は、最近ではメディアでも連日のように取り上げられ、LGBTの認知度は広がってきていると思います。それ以来1年半が経過しましたが、LGBTに関する学校での取り組み、教職員の研修の成果について伺います。

また、今ではLGBTはSOGI、ソギに変わって新たに認識がされ始めておりますが、国連が使用するSOGI、ソギについて教育長の見解を伺います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 斉藤議員ご質問の性の多様性に関する教育についてお答えをいたします。

LGBTに関する学校における教育面での対応につきましては、平成28年12月に行いました一般

質問答弁の内容と今のところ変わるところはありません。引き続き児童生徒の指導に当たる教職員が正しい知識を持ち、理解することを第一の目的に、道教委等を通じて必要な情報や資料を学校へ提供し、研修などに努めているところでございます。各学校における具体的な研修実績等については把握しておりませんが、それらの情報や資料等をもとに個別の支援に係る校内委員会等で生かされております。

また、斉藤議員ご指摘のSOG I、私調べたところによりますとソジというふうな読み方をしておりましたけれども、SOG Iにつきましては文部科学省が作成教職員向け資料に紹介されております。人権教育の一環としてもSOG Iについては理解を深めていく方向にあるものと捉えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 斉藤委員。

○4番（斉藤うめ子君） 今の答弁でちょっと最後のところよく理解できなかったのですが、私はこのLGBTとSOG I、教育長はソジとおっしゃったのですが、この捉える概念というのは非常に違うものがあるのです。それは認識されているかどうかということなのですが、それと1年半前からほとんど変わっていないということは、教職員の研修に努めるということでしたけれども、その後そんな進展とか、それからそういう問題を抱えていることの相談とかそういうのはその後もないということなののでしょうか。

それと、教育長は、LGBTとSOG I、ソジとの違いというのをどういうふうに捉えていらっしゃいますか。そこを伺いたいなと思っております。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 今の斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

もちろんLGBTとSOG Iについては、その違いについては認識をしております。私としましては、このSOG Iというのは斉藤議員おわかりのように全ての人を指す、つまり性的指向と性自認ということですので、これは全ての人にかかわることですので、この方向で今教育のほうもSOG Iについて考えつつあるということで、文科省の資料についても載せられてきたところでございます。SOG Iそのものを取り上げて、唐突に子どもたちの教育の場面に取り入れるというよりも、これは全ての人に関して言われることですので、人権教育の一環として一人一人多様性があるということをみんなでしっかり理解をしながら、お互いに尊重していくこと、これが一番大事なことはないかなというふうに思っておりますので、教職員にはこういう資料等を提供しながら、必要な場面でそれは生かしてもらいたいというふうに考えているところです。先ほど言ったように、事実個別の支援に係る校内委員会というのはどこの学校でも行っておりまして、こういう問題についても先生方で気になることについて意見交換、情報共有とどう対応していくかということについて努めているところでございますので、そこに生かされているというふうに思います。

また、学校では図書書の整備等も進んでおりますので、この2年間で何も進んでいないということではなくて、図書整備など進めておりますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 齊藤委員。

○4番（齊藤うめ子君） 教育長は、非常に短く全ての人にかかわる、まさにそうなのですけれども、LGBTというのは4つのカテゴリーに分けているわけですが、しっかりと。レズビアン、それからゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーというふうに分けているのですけれども、これがむしろ対立というのですか、そういうものを抱えている人たちと、それから当事者、このLGBTの当事者と非当事者の意識の対立関係が生まれてしまう。きっちりとカテゴリーに分けてしまうことが問題なのであって、それを解決するのがSOGI、これはセクシュアル・オリエンテーション・アンド・ジェンダー・アイデンティティーとって性的指向と性自認と言われるものなのですけれども、結局自分が生まれてきたときの性と、それから自分が自認する性と、それから性に対する指向というもの、要するに男性として生まれてきたけれども、心は女性であって、そして好きになる性は男だったり、女だったり、いろいろとするわけです。これはきっちり区分できないものがある、非常に広い、重なり合うものとかいろんなものがある、概念、こういうものだというふうにしてしまうのは非常に難しいので、要するに性は多様なものであるよということをいろんな例を用いながら子どもたちに学んでもらうということが大切だと思うのですけれども、ニセコ町5,000人の中でこの割合、ただ統計的な割合としては7.6%あるといいますがと約400人近くが、単純計算ですけれども、400人近くがSOGIとかLGBTに関する人がいるということになりますので、決して少ない数ではないので、今子どもの教育に関して、非常にそれによって苦しんでいる子どもたちもいると聞いています。ニセコ町ではそういう例はまだ出てこないとおっしゃっていますけれども、実際にはなかなか地方になると、地域になると出づらいということがありますので、どういふものかということをおっしゃっていただくのもいいのではないかなというふうには思いますけれども、教育長、今後どのように、今検討していくというふうにおっしゃいましたけれども、どれだけ生徒に対して認識を深めていくか。そして、その多様性というところが私は非常に大事な部分だと思いますので、しっかり認識していただけたらなというふうには思っております。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 私自身もさらに学習を積みたいというふうには考えておりますが、子どもの教育をつかさどる教職員がしっかりと正しい知識を持つということが大事であると思っておりますので、この後も研修に努めて、研修の充実に努めてまいりたいと考えますし、実際授業の中でも資料等を使ってという学校もありますので、その辺学校ともまた連携をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 次。

○4番（齊藤うめ子君） 5点目です。ニセコ町内の外国語案内表記について伺います。

国際観光都市ニセコ町は、外国人旅行者にわかりやすい外国語による町の案内表記はどのくらい進んでいるのか。また、町民の方々の外国人への対応について、現在の状況と今後の進め方について町長に伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ニセコ町には国内の観光客はもとより、たくさんの国々からも多くの観光客の皆さんに来ていただいております。そのため町のみならず国や北海道においても表示については配慮いただいております。既に道路の案内看板、通称青看板と言われている道路標示の看板につきましては、ローマ字併記がなされております。また、町では施設における表示については、施設の改修等にあわせて順次更新を行っており、その際にはローマ字表記やピクトサイン化を進めております。さまざまな人が快適に利用できるよう配慮しているところでございます。

外国人の利用が多い施設としては、ニセコ駅がございしますが、こちらではJR北海道が駅施設の案内などについては日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語により表示整備が行われております。また、町では昨年リニューアルした駅前広場の鳥瞰図やバスやタクシー乗り場案内において日本語と英語の2カ国語表示を行っております。同時に可能な限りピクトサイン化を行っており、ニセコビュープラザなどでも整備を行ったところでございます。しかし、一方で綺羅乃湯では整備がされている現状がございします。こちらの施設についても、年々外国人利用者がふえている状況でございしますので、外国人にもわかりやすいような表示に改善していかなければならないと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤委員。

○4番（齊藤うめ子君） 今町長の初めのあたりでニセコ駅についておっしゃったのですけれども、私かねがね非常に感じているのですけれども、私もJRを利用することが最近多くて、そして昆布駅まで行くのです。ニセコ駅の駅の雰囲気というのはじっくり見ているのですけれども、倶知安町にはあるのですけれども、ようこそニセコ町とか、それからウエルカムニセコとかという表示は何にもないのです。それで、前原課長にすぐ飛んでいってどうしてないのですかと聞いたら、それはイベントのときしか使いませんということで、それで終わってしまったのですけれども、非常に寂しい感じがしました。

今観光案内所が切符売りの横に6月1日から移ったのですけれども、その前ちょうど列車の中から見ていますと、観光協会のところのガラスの天井のところに物が乱雑に置いてあって、外からはよく見えるわけです。その後何回か見たら、なかったり、ちょっと整えて置いてあったりしたこともあったのですけれども、そういうところもこちらから見ると、非常に見る人は見るというか、もう少しきちっとできないか。せめてようこそニセコ、それから英語でウエルカムという表示だけでもまずしていただきたいなと思っています。

それで、よく見ましたら陸橋のところの上がったところに4カ所ぐらい、あれは子どもが描いた絵か何かだと思うのですけれども、ようこそニセコという表示はありました。そして、ニセコ町内には立派な何か出口の高いところに英語と日本語でありましたけれども、それをじっくり見上げる方は余り多くないのではないかなというふうに思いました。せめて駅が改善されることを願っています。

それから、ニセコ町内に、今国やいろいろと、そうなのです。観光庁や何か全国に向けて案内表記をするようにという指示を出していますので、かなり前から出しています。ですけれども、ニセコ町内にニセコ町の道路案内標識というのはどのくらいあるのですか。私が見る範囲では、ほと

んど余り見当たらないのですけれども、今後そんなに大きく目立たなくてもいいけれども、標識があるということは、やはりこの町が観光の町として海外から来た方によるこそというメッセージにもなると思いますので、一体どのくらいそれはあるのでしょうか。私が見る範囲ではほとんど余り見当たらないのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 現在北海道と国を除いて町が設置しているもの、誘導サインが町全体で21カ所、それから有島記念館が3カ所、それから公共施設の表示看板、例えばニセコ町役場とか町民センターですが、これが7カ所ということで管理をさせていただいているというような状況であります。

それと、最初にあったようこそという歓迎表示必要ではないのかというJRニセコ駅の関係であります、それにつきましては検討させていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ニセコ駅のところについて補足をさせていただきます。

斉藤議員に私のところでお声がけいただいたのは、あれはイベント用につくったもののウエルカムポスターを常時張らないのかということと言われましたので、あれはイベント用に用意しているので、イベント時しか張りませんというお答えをさせていただいております。

ニセコ駅に関しては、入って正面のガラスのところによるこそニセコへという表示をさせていただいております、スタンドグラス風のデザインをした表示を数年前にさせていただいております。看板に関しては非常に悩ましいと思っておりますのは、先ほど斉藤議員も申し上げたとおり、じっくり見上げる人はいない、まさにそういうことで、看板というのはなかなか見ただけでないことというのが非常に多いものでございます。ですので、全ての目線のところへ看板を置くということはなかなか難しいというふうに考えておりますが、全体の美観等配慮しながら、私たちとしての皆さんの歓迎の気持ちを何とか表現をしたいということで現在のようデザインのやり方をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤委員。

○4番（斉藤うめ子君） 前原課長、私は最初におっしゃったイベントのようなどと言った覚えはないのです。全くなかったので、なぜニセコ町にはそういうようこそニセコへとか、ウエルカム・トゥー・ニセコというのはないのかという意味でお尋ねしたのですけれども、そこに行き違いがあったようなのです。前原課長もおっしゃったように、私も申し上げたように入って上のほうです、スタンドグラスは。とても立派なものです。立派なものですけれども、あれは上をじっくり見上げる方でないと目に入らないと思います。

それと、町長が町には21カ所、有島に3カ所、省庁関係に7カ所とあるのですけれども、これだけで十分とは思われますか。私は、こういう関係以外の例えば道路のところでも、そんな大きくななくてもいい。標識というのは、つくり方によっては余り見た感じがよくないとかいろいろあるので、今スマートフォンだとかいろんなのがあって、非常に便利にはなりましたけれども、町の中にそういう標識が最低でも英語、できれば日本語、英語、中国語の標識が大きくなってもあ

ることで、いろんな海外から来られた方安心されるのではないかと思いますので、これから予算の関係もあるかもしれませんが、本当に外国客を迎えるに当たってこういうリゾートとして検討すべき大事な点だと私は思っております。

それと、町長答えてくださらなかったのですけれども、町民の方々の外国人への対応はどうなっているのかということなのです。私は申し上げたかったのは、一度に皆さん町民の方が外国人に対応できる英語をしゃべるということでなく、せめてお店だとか、私も何回かその場面に出くわしたことがあるのですけれども、もし話せなければ英語版のこういう説明、英語と日本語で書いた説明書を出して、どれかこれわかりますか。なぜそう思ったかという、JRでカードが使えなくておりられない外国人の方が時々私もそういう方をお見かけしました。そうしましたら、車掌さんがちょっと待っていてくださいと言って、英語で説明したものを出して、そして読んでいただきました。英語圏の方でなくても大抵海外から来られる方は英語を理解している方が多いので、英語のわからない方の中にはいらっしゃいますけれども、多いわけですから、最低でも英語の標識、説明書、特に市街地のお店の商店街や何かはもし十分に対応できない場合は、そういうマニュアルというか、最低限の英語と日本語のこういうA4でもいいと思うのですけれども、ラミネートしたようなものを用意しておいて、外国の方にどこをお訪ねですかとかそういう紙をお渡しできるような、そういうことを準備されてもいいのではないかなと私はずっと思っておりましたので、いかがでしょうか、町長。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 最初にありました看板の多言語化につきましては、これまでもニセコ町景観条例をつくる時、どういった景観の町が望ましいかということで協議をさせていただきましたし、それから30年ほど以前だと思いますが、当時は看板があちこち乱立をしていたのをできるだけ集約して美しい町並みをつくらうということで、観光協会中心として観光案内看板については整理をして、1カ所に取りまとめるという作業をした経緯があります。

また、多言語につきましても、本当にたくさんの言葉で表示するのか見やすいのかということもあって、今基本的には日本語と英語、それ以外は最近スマートフォンとかはやっていますので、拠点にはできるだけワイファイ化をして、皆さんがそういうアクセスしやすいようにという配慮をしたところであります。

後段のほうで斉藤議員がおっしゃった最近はいろんな表示をして、そこを指させばわかるというふうなのは救急の現場でも取り入れられたり、いろんなことが進めておりますので、どういったことが可能なのか、それは内部でいろいろ検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、青羽雄士君。

○3番（青羽雄士君） それでは、私から通告どおり1点質問させていただきます。

有島記念館の周辺整備について。有島記念館周辺の環境整備計画については、以前事業委託し、調査を終えているはずですが。昨年度のまちづくり懇談会の町の資料を見ても、整備するに当たり優先度の高い事業と思われま。特に牧野、羊舎の再活用について今後の取り組みについてお伺い

たします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの青羽議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の有島記念館周辺の環境整備計画につきましては、平成20年度に事業委託し、検討した有島記念公園基本構想であると思います。現在当該構想のコンセプト、概念であります空気、水、土地を豊かに感じる農場を創造に新たな発想と機能を加え、公園単位としてはもとより有島記念館来館者との相乗的な活用が生まれていくことを目指し、教育委員会町民学習課において広く提案を募るための手続を進めているところでございます。計画対象面積は、採草地、羊舎を含めて3.56ヘクタールとなっております。想定をしている事業の形態ですが、民間提案、民間運営型を基本とし、事業計画者は個人、法人を問わず、また複数の事業者による融合、複合型も可能とする多様な提案を期待しているところでございます。

なお、教育委員会において有効活用に関する住民皆さんとの意見交換会並びに公募するに当たっての1カ月ご意見を伺う期間を経てきているところでございます。今後につきましては、募集要項の精査を行い、ニセコの歴史、文化、芸術の拠点であるとともに、地域活性化の一助となるような活用プラン募集の手続を進める予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） ちょっと私の知識不足だったのか、環境整備計画、町長は平成20年にでき上がっているようなことをおっしゃっていましたが、多分平成24年前後に新たなやつができ上がっている……これはどうでもいいです、済みません。

再質問につきまして、町のホームページにも載っていましたが、有島記念館の羊舎の再活用について町民の意見を聞くというのが締め切りが5月31日までというふうになっていたと思います。それで、どんなご意見があったのか、まず1点お伺いしたいと思います。

また、答弁の中で町が事業者に土地を貸し出し、民間提案して運営をしていただくような事業なのだよというようなことでございますが、これは事前に活用したい事業所ありきで提案されているものなのか、2点目お伺いいたします。

そして、3点目として、今後公募するというようなことになっております。選考に当たりどんな手順というか、期間で決定を下すのか。その決定された事業が事業を始めるのがいつごろを予定されているのか。また、あわせて公募あった中で事業者を決定するに当たり、最終決定権者というのですか、それは町長なのか、それとも所管をしている教育長なのか、それもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（高橋 守君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご意見の内容につきましては、公募の要項策定に当たり、皆さんのご意見、イメージの確認ということで、町民の皆さんとの意見交換会の中でご意見が出されたことによりまして行いました。それで、主な部分でいきますと、2件ほど、2名連名の部分が1件、6名連名で1件が出されたところでございます。概要につきましては、当方の基本構想のコンセプトに基づいている農地、水、そ

ういった現状を維持するのが適当であるというような、総じてそういうような意見でございました。それで、現在のようなオープンスペースで存続することを希望すると。それと、有島文学の拠点であるので、それらのことをコンセプトとしながら発展的に利用できるような、町民の皆さん、その他の方が立ち寄ることが容易にできる場所にするべきだというようなご意見もありました。それと、他のエリアとのネットワークということで、倉庫邑とかニセコの歴史に関するところと一体とした内容になるようにというようなことで言われていました。そして、有島文学の里にふさわしい内容にするべきだというご意見をいただいたところでございます。

それと、事業者ありきでの進め方ではないかというご指摘でございますけれども、当初この計画に当たりましては、議会の皆様もそうですけれども、教育委員会、それと有島記念館の運営委員会の皆さん、それと地域の方々にもご意見を聞いたところでございます。地域の方々のご意見、有島謝恩会館での懇談会の場で拙速に進めるべきではないということで、当初ことしの春ぐらいから事業者を決定してというようなことで考えておりましたけれども、やはり透明性を持った時間を持つべきだということで、それを踏まえて進めてきたところでございます。ですので、事業者ありきということではございません。その意味での手続を進めるということとなっております。

それと、公募の決定、事業着手の予定時期ということですが、公募、その選考に当たりましては今後の手続になりますけれども、選考委員会といいますか、そういった内容を設置して進めていきたいと思っております。それで、選考の委員長、代表は教育長が当たるということで考えておまして、幅広くご意見を聞くという観点から、教育分野、社会教育分野、観光分野、有島記念館の運営の関係、芸術関係、経済関係、町の計画構想の担当者、それと地域住民の方に参画していただいて、皆さんのご意見を聞きながら公募の開始をしたいと考えております。ですので、広く公募を募るに当たって、その選考に当たっても関係各位のご意見を聞きたいと考えております。

それと、今後の予定でございますけれども、現在要項の基本的なものはできていますけれども、これらの先ほどのご意見を踏まえまして要項を精査しまして、今後公募の手続ということで考えております。その有効活用プランの公募の開始、募集期間につきましては、周知期間も含めまして2カ月間程度ということで考えております。その後、応募プランの審査、選考ということで、先ほどの選考委員会的なもので審査をしまして、各分野からの委員を募って審査します。それで、その際に事業者の方、事業計画者の方からプレゼンテーションといいますか、自分の計画の説明を選考委員会の場でしていただいて、選考の判断にするというような手続になっております。それで、その後事業者決定の段階ですけれども、事業者決定といいますか、事業決定予定者ということで、その事業者につきましては町民の方への説明を行うということで、こういう計画を立てていますということで考えております。

なお、選考委員会の性格的なものですが、一定程度の分野の方に参画していただいて、その選考委員会の責任において選考していくというのを基本に考えておりますので、それらに基づいて決まった事業者さんは、住民の皆さんにもご理解を得るような活動をしていただくと。そして、それをもとに最終的に事業者決定というような手順となっております。その部分も要項等に反映するように設計しているところでございます。

着手の時期でいきますと、事業者決定は秋口ぐらいにはしたいなというようなタイムスケジュールということ想定しているところです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） 聞き取り調査では、比較的それこそ頑張ってくれというような意見が多かったというようなことだったと思いますけれども、まずは有島地域の住民といざこざがないように、いかに町がそこに配慮をして入って、うまく進めていきたいなというふうについていただければなというふうに思っております。

それで、有島記念館の来場者というのですか、来館者も大体1万人前後で推移されている中で、魅力ある施設整備ができればお互いに相乗効果を生むというようなことでよろしいのではないかなとは思っています。ただ、例えば羊舎含めて面積3.56ヘクタールですか、その中に例えば、ちょっと私の認識不足で、建物が建つとかそういったものは許されるものか、それとももし建物を事業者が建てるとなれば3.56ヘクタールの中でなくて、その隣接している隣の場所だとかそういったことに限定されるものなのか、その辺を確認したいと思います。

また、それにあわせて、今記憶をたどって覚えている方は少ないのではないかと思いますけれども、記念館の公園内に噴水がありました。その辺今は動かしていないというような状況なのか、故障してとめているものなのか、その辺をもう一度再確認させていただきたいと思います。

それと、今回周辺整備ということの質問に対して、この後補正で親子の坂の湧水によってちょっと整備しなければならないなというようなことも上がってきておりますけれども、有島文学の遺産として重要な位置だと、その親子の坂を重要な位置として捉えているのか、町の認識を確認させてください。

○議長（高橋 守君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 何点かご質問ありましたけれども、お答えしたいと思います。

有島地域の方々のコンセンサスということで、一番ゆかりの地にお住まいの方ということで今まで意見を聞いていただいて、今後もいろんな意味でご意見を聞く場を設けていきたいと思っておりますので、そのあたりは重点的に留意したいと思っております。

それと、有島記念館の整備とあわせて魅力ある周辺ということでありまして、施設につきましては経年により老朽化も進んでおります。それで、今年度は長期的な視点に立った照明や空調部分の整備計画を立てるということになっております。ですので、有島記念館本体としての環境整備の充実を図っていくということも考えております。それと、建物、土地利用計画についての部分については、基本的にコンセプトになる農地、水というような部分ありますので、建物がどんどん、どんどん建つというのではなくて、その空間を利用するというようなイメージですので、その中で役所が進めるのではなくて民間の方から新たな発想といいますか、限られた要件の中で新たな発想を入れ込んで、有島文学の里らしい空間のヒントを得たいということでございます。

それと、噴水は、水環境の関係の事業で導入し、その後移管されたものですけれども、現在は故障中ということで動いておりません。動かすに当たって維持費がかかるということで、水をとめて

いたため、水が循環しないことにより、管が腐食したということで確認しております。仮に動かす  
としましたら相当な金額をかけて改善をして、常時水を流していないとだめだというような状況に  
なりますので、維持管理費用の観点から課題がある状況になっております。

それと、親子の坂の周辺も含めた一帯の有島文学としての位置づけということで、ご指摘のとおり、  
今回も補正を出させていただきましたけれども、重要な有島文学をアピールする視点ということ  
でありますので、それらの維持管理を徹底しながら、整備を拡充していきたいと思っております。

有島文学を町としてどのような遺産という考えということですが、当然ながらニセコの発  
想の源になる相互扶助というところの発祥したところでもありますので、そんな部分につきましては  
重点的に考えて、今後そこを基点として、町民の皆さんにも深くご理解いただくようないろいろ取  
り組み進めていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 経過につきましては、今担当課長のほうから説明ありましたが、噴  
水等につきましては、撤去も含めて本当に悩んでいる状況です。撤去については、なかなかいいお  
金がないので、将来的に何かあそこにつくるのであればいろんな国の制度も活用できるかなという  
ふうには考えているところであります。当時は過去を振り返れば40万円から50万円たしか電気代  
がかかっている、電気代の割に効果としてはいかなものかということもあって、また維持するた  
めの修理代がかなりかかるということで停止をして、今日に至っているというような状況だとい  
うふうに思っております。

それから、親子の坂を含めた有島記念館につきましては、ニセコは歴史も浅く、これまでの歴史  
遺産的なものも少ないわけでありまして、この有島武郎文学遺産というのは本当に我々にとっては  
大きな根幹、まちづくりの根幹となる大事な重要な施設であるというふうに思っておりますので、  
親子の坂を含めて記念館を将来に引き継いでいく、そのことについては教育委員会とともに力を合  
わせて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 青羽議員からの1点目に質問がありました最終的決定権者は誰かという  
部分でございますけれども、事業決定に関するプロセスについては、教育委員会のほうで主体的に  
進めさせていただきますけれども、最終的に決める事項、契約事項を含めまして最終決定権者は町  
長ということになると思います。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 次に、竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 6月14日通告しました公営住宅の整備について質問いたします。

近年人口の増加で公営住宅が不足しているようですが、民間アパートに頼り切るばかりでなく、  
古く狭い公営住宅の建てかえや高齢者世帯、子育て世帯向けの公営住宅整備を早急に進めるべきと  
考えます。町長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 竹内議員のご質問にお答えいたします。

本町の公営住宅は、これまで総合活用計画や長寿命化計画に基づき改修を中心に整備を進め、現在11団地400戸の住宅を供給しているところでございます。公営住宅に住んでおられる人口及び世帯数における人口における公営住宅の利用割合というのは、人口、世帯とも15%程度となっております。これは、全国、全道の市町村との比較でも、公営住宅の保有率は高い自治体というふうになっております。近年民間賃貸住宅の建設が急速に進み、多くの住宅が供給され、慢性化していた住宅不足も少しずつ緩和されつつある状況ではありますが、議員ご指摘の階段がなくバリアフリーが求められる公営住宅や部屋数の必要な子育て世帯が利用しやすい住宅は、いまだ不足している現況にあります。今後も高齢者人口の増加が予測されることから、ご高齢の皆様により優しい住宅の整備や本町の懸案であります公営住宅の広さと居住世帯人数のミスマッチを解消し、子育て世帯についても適切な住宅が確保できるよう公営住宅の整備についても検討してまいります。

また、本町における住宅不足、宅地不足に対応するため、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業においても土地の分譲や民間等によるエネルギー消費に配慮した建物、あるいは集合住宅の建設等を通じて、各世代層の住宅ニーズに対応していけるよう検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、SDGsにおきましては、持続可能な開発目標と訳されておりますが、ニセコ町はこれに先導的に取り組む自治体として、先週15日、全国で選定の29自治体に選ばれるとともに、さらにそのうちから国が支援する10自治体に選定をいただき、先週15日に内閣総理大臣から選定証を授与されましたので、あわせてご報告を申し上げます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今町長のほうから住宅の供給実績としては大体15%ということで、多いほうではないかというお話でございました。世帯数で大体2,556世帯ですか、あるということで、私も15から20ぐらいの部分は必要ではないかという考えではいました。ところが、実際問題として、先ほども申しましたが、建物がいかんせん古い。一番古いのは、有島団地の昭和44年の建設と。ここも全面改修されていることはいるのですが、狭いというのがやはりあります。あとまた、本通A団地における4戸建てにつきましては、34年でしたか、廃止計画を立てているようでございますが、実際問題としてこういうような状態からいくと新しい町営住宅、公営住宅をどこかで考えていく必要があるのではないかと。

また、当然ミスマッチという段階にいきますと、予算の中での組み方が昨年は26万円あったが、今回は30年度は13万円の金額しか見ていないという形がありますので、そういう面からいきましても高齢世帯、寄せるという言い方はおかしいのかもしれないのですが、地区の中に溶け込んで皆さん今生活されておりますけれども、やはりその中に含めましても狭い住宅をなくする。また、ひとり暮らしの高齢者の方々をこういうミスマッチの中において、3LDKのところでは生活している方が何件か見受けられます。この辺を整理という言い方はおかしいのですけれども、移転していただくということを踏まえたと、移転補償費なんかも含め金額が少ないのではないのかなというふうに私は考えます。

また、別の予算書の中においても住宅建築費が56万4,000円でしたか、そしてまた住宅環境整備で976万2,000円ほど、合わせても1,000万円程度の住宅絡みしか見ていないという金額の中で、町の財政として厳しい面があるのかもしれないのですけれども、一般の町民の方々、また新しく越してこられてニセコ町に住みたいという方々を含めて、多少なりともそこを住宅供給していく面においては必要でないかと、新しい住宅が必要でないかと思うのですが、再度その辺をお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまの竹内議員のご質問にお答えしたいと思います。

順番にお答えしたいと思いますけれども、古い住宅、有島については既に改築が終わっていて、確かに部屋は2Lでも小さく、あとは1Lで、単身の高齢者の方には非常に評判よく使っていただいているのかなと。ただ、家族持ちの部分については、やはり狭いというようなお話を聞いているところでございます。

それから、本通A団地のほうの4戸建てですけれども、昭和52年に建築されたもので既に40年が経過して、平成27年につくった長寿命化計画では、45年ぐらいたつと耐用年数が終わるとというようなことで、将来取り壊しをして、そのときの計画ではそこに平家の2戸建て1棟を建築してはどうかというのが平成27年の計画のときに協議されているところでございます。そこについては、今後、現在入居3戸されておりますので、住まわれている方々と協議を進めて、ある意味子育てをしている世帯なものですから、公営住宅のほうに誘導をしてはどうかというふうに現時点で私ども建設課では考えているところでございます。

一番のご質問ですけれども、高齢者の住宅というか、新規の住宅を進めるべきではないかということで、これにつきましても平成27年につくった中では50戸程度さらに必要ではないかというような数まで示されておりますが、そのときには民間の民賃住宅の動向を踏まえて今日に至って、相当数の住宅が供給されているのかなというふうに考えておりますが、先ほど町長からお答えしたとおり、高齢者向けとか大家族向けの住宅がちょっと進んでいないのかなという私認識しております。できれば次年度以降どのような形の住宅がいいのかを含めて、作業を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

あと、ミスマッチの部分で、確かに平成30年度1件分の13万円の移転補償しか予算化しておりません。29年はゼロ件、予算は2件見ていましたが、これについては必要に応じて補正予算も提案させていただいて、審議していただければなというふうに思っていますので、必要に応じて予算を確保したいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま答弁申し上げましたとおり、必要な住宅検討してまいりたいというふうに思っております。ただ、13年か4年前だと思いますが、一応ニセコ町では公営住宅はできるだけつくらなくて、民間住宅をお願いしたいといった時点では、人口の今微増状態でありますので、15%ぐらいの公営住宅の比率ということではありますが、当時は18%超えておりまして、その当

時が全道、全国との比較は普通大体7から8、それで10%を超えると財政圧迫要因が多いというのが一般的な財政を研究している学者の中でも言われておまして、ニセコ町はそういう面からいくと相当多い公営住宅占有率ということで、やっぱりこれからは民間にシフトすべきでないかということもあって、実は民間の皆さんにできるだけ整備をお願いしたいということでありました。しかしながら、ミスマッチがなかなか進まないという現状もありますので、今課長が説明しましたとおり、今後こういった必要な需要に応じてのものは将来の財政負担を検討しながら整備を検討してまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 今町長のほうからパーセント的なものでニセコは多いほうだよというお話でした。確かに今の中においてこの人口割の中においては、多いという形がとられるのかもしれないのですが、ただ町外からニセコ町に通勤されている方も500名くらいいらっしゃるというお話や、当然そうなるそこに家族がついて回るから1,000名以上の方たちの絡みも人口増加においては予備軍として考えられるのかなという形を私は考えていました。そういう面からも必要かなど。

あとまた、高齢者の方も当然今の自分の住んでいるところから公営住宅に、民間住宅に入ると今いかんせん金額が高いという絡みがありますから、なるべく公営住宅で住まいをしたいという方々の意見もかなりあるやに聞いています。そういう面からもどうしても、今課長のほうから2棟考えているよというお話だったので、1つは明るい希望かなど。当然そこに財政の絡みが必ずついて回りますから、予算の張りつけとかというのが出てくるのだと思いますが、29年度末で公営住宅の事業債が大体8億6,300万円ほどあると。元金償還で約1億円支払いしていますよという形があって、だからかなり重たいものがあるというのは私も理解はできるのですが、ニセコに住まいを持って、そしてここで子育てをしたいという方、また見守り育てる高齢者の方々の住宅というのは、もう少し考える余地があるのではないかと。財政としてももう少し金額の張りつけが必要ではないかと思うのですが、再度お願いできればとお伺いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 最初に、竹内議員さんが言われた金額は、多分公営住宅の維持補修費の額を言っておられると思います。町では、長寿命化計画をつくっておまして、それに基づいては団地ごとにお風呂ですとか室内のリニューアルは別な予算で、建設のほうの予算で「もっと知りたい」にも計上させていただいておりますので、そこはきちっとリニューアルをしつつ、次世代に引き継ぐことはやっていきたいと思っております。

それとまた、先ほどミスマッチ解消の予算であるとか、そういった面も全体的に少ないのではないかというご意見もありましたので、それらは意見としてお伺いして、できるだけそういったことの投資も怠らないように考えてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、三谷典久君。

○6番（三谷典久君） 通告に従いまして、2件質問いたします。

まず初めは、ニセコ高校のエネルギー講演会にかかわる経産局の行為についてです。昨年10月に

ニセコ高校で行われたエネルギー公開講座の講演者に対して経産局が働きかけた問題を3月議会で取り上げました。その後の新聞報道等で詳しい事実関係が明らかになり、再度見解を伺いたいと思います。今回議長の許可を得て、2枚の資料を添付しています。資料1は、日本共産党国会議員団北海道事務所を通し、日本共産党、畑野君枝衆議院議員により入手されたもので経産局から委託先の財団に宛てたメールです。資料2は、6月1日付の毎日新聞の記事です。

それでは、質問に入ります。1、教育基本法第16条1項の「教育は、不当な支配に服することなく」とあるが、これはどのような歴史的背景から生まれ、また教育の不当な支配とは何か。

2、平成30年3月定例会後、新聞報道等により明らかになった次の事実関係をどう考えるか。①、世耕大臣の発言、エネルギー教育モデル校事業は、エネルギー政策の広報活動の一環として行われているものと認識。②、山形先生への経産局職員の発言、原発を進める国の方針があるから指摘する。①と②について、教育の場が時の政権の政策の広報の場とされていることをどう考えるか。

3、添付資料1にあるように、経産局は財団に対してニセコ高校を指導するよう求めた。経産局にニセコ高校を指導する権限はあるか。

4、5月31日の住民説明会において片山町長は、教育へのいかなる介入も阻止し、きちんとした住民自治が機能するまちづくりを進めたいと述べ、再発防止を目指す姿勢を示したと毎日新聞の記事、これは資料2です、にあります。これは、片山町長の3月議会での見解、経産省の担当者も一人の人間として意見表明権はある。主催者として意見を言う権利は当然あるのではないか。主催者が意見表明して、そこでいろんな議論があるというのはごく普通のことではないか。これを修正したものと理解するが、それでよいか。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの三谷議員の質問にまず私のほうから3点目までお答えをいたします。

1点目の教育基本法第16条1項につきまして、教育基本法は戦後の新しい教育を進めるために、日本国憲法の精神にのっとり教育の目的を明示し、基本方針を定めたものであり、昭和22年に公布され、その後平成18年に改正されたのが現行法であります。旧基本法第10条、現基本法16条において「教育は、不当な支配に服することなく」という条文が記されております。この条文は、戦前の教育を改革し、政治から教育を独立させる目的でつくられ、教育の独立性、中立性をうたったものであります。政治的な支配や干渉から教育を守り、教育の自主性、自立性が保たれることを意味していると捉えております。

2点目の大臣及び経産局職員の発言につきまして、ニセコ高校はこの事業を実施する目的として、エネルギーと環境の重要性を理解し、自然エネルギーについて学習を積むことにより、エネルギー問題を主体的に考える力を養うとあります。大臣のエネルギー政策の広報活動の一環という発言につきましては、ニセコ高校の目的にありますように国の多様なエネルギー政策について知り、学ぶ機会であることを指していると受けとめております。また、経産局職員の原発を進める国の方針があるから指摘するの発言内容について、私が講師にヒアリングした際には、職員が特定のエネルギーのことをよい、悪いと言わないでほしいという趣旨で発言したと聞いておりましたが、職員が原

子力に関することのみ取り上げて発言したとすれば、これは適切ではないと考えております。

3点目について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法と言っておりますが、この48条に文部科学省が市町村に対して必要な指導や助言を行うことを規定しておりますが、ほかの省庁につきましては一般的にはその権限はないと捉えております。したがって、このご提示いただきました資料にありますように、経済産業局、または日本科学振興財団が学校に直接指導することは、その権限を超えるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの三谷議員のご質問にお答えいたします。

最後の質問であります。3月議会のご質問ではニセコ町まちづくり基本条例上に置ける町長の考え方という質問であったと思います。そのことにつきまして公務員にも基本的人権はあり、意見表明権はあると申しましたが、この考えは私の基本的な信念であり、この考え方が変わるものではないと考えております。ただ、今回三谷議員が添付されました内部資料を見ると、国家公務員が研究者に対しての対応としては意見表明権を明らかに超えており、その点については私の認識が違っていたということ率直に認めざるを得ないというふうに思っております。極めて遺憾であり、行き過ぎた対応と考えております。今後こうしたことがニセコ町の教育現場では起こらないよう十分配慮してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 今回の問題なのですけれども、私は教育内容に対する公権力の介入が疑われる問題であると考えています。そこで、教育に対する介入がなぜ許されないかを正しく認識することが必要であり、そのためには教育基本法第16条1項の「教育は、不当な支配に服することなく」、この文言がどのような理由でできたかを知る、これが必要であると。そして、今回の問題を考える上での共通の基盤としたいと、そう思ってこの質問を設けたものです。

教育長の答弁にありましたように、この文言、教育の不当な支配を禁止するというのは、戦前の教育に対する反省に基づいているわけです。戦前の教育というのは、国家が教育内容に介入する、あるいは国家が教育に関して命令権を持つ、そのような形で教育と政治が一体化した構造がありました。それによって軍国主義を生む原因となり、子どもたちには忠君愛国を押しつけ、国民は侵略戦争に駆り立てられたわけです。この反省から政治と官僚の支配から教育を独立させる、そのためにこの教育基本法ができたと考えています。二度と戦前のような教育に戻らないためには、権力の横暴に対して声を上げる必要があると改めてここで指摘したいと思っております。

それでは、もう一度先ほどの問題にちょっと触れたいのですが、まずエネルギー教育モデル校に対する考えが世耕大臣のエネルギー政策の広報活動の一環という考えがあるということです。それから、山形先生に対して話をした経産局員が原発を進める国の方針があるから指摘すると。両者のこの発言というのは、表裏一体のものだと思います。そして、教育の場を時の政権の政策の広報の場とするということは、政治的支配を疑われることになる。あるいは、不当な支配に該当する可能性があるのではないかと私は考えます。世耕大臣が事業に対して支援をすることによって今回の

ようなことが起こりかねないので、今後新規募集は打ち切りたいと、そこまで言ったのもそこに起因しているのだと私は考えるわけです。国家が教育にかかわっていい範囲というのは大枠です。個々の教育活動には口を挟むことはできません。その意味で、私はこのエネルギー教育モデル校事業そのものがこのように危険性のあるものだと思っています。改めて教育長にお伺いしたいのですが、そのような認識というのがあるのかどうか。その辺がちょっとあやふやなところがありました。

次に、添付資料のメールなのですが、この資料が今回の事件の本質を明らかにしていると私は考えています。まず、資料の1なのですが、「お世話になっております」のところから7段下に、ここにこう書かれている。「ところが、驚きで、講演の内容が反原発となっております」、こうあるわけです。この意味するところは、特に既に明らかになっています福島原発事故の水素爆発の写真と発電コストの資料を指していると思われる。そして、水素爆発の写真に対して経産局職員は、印象操作だと言ったことも明らかになっています。それに対して山形先生は、水素爆発は印象操作ではなく事実であると述べているのです。山形先生は、事実を伝えようとしたのに、経産局はそれに対して反原発というレッテルを張ったところに問題がある。それによって、そのレッテルによって特定の価値観だから排除してもいいのだという論理がそこには働いている。私たちは、議論するときには事実関係をもとに判断するのが普通です。その事実を伝えようとするに対して、このようなレッテルを張って議論を誘導し、事実を伝えられなくするようなやり方は間違っていると思います。今回の経産局の大きな問題は、事実を知らせないようにしたところにある。こういったことがニセコ町の教育現場で起きたことに教育委員会はもちろん町長も私たち町民も敏感にならなければいけないと思います。私がこういうことを言いますと、中には共産党だからこういうことを言うのだと思う人もいるかもしれません。しかし、それもレッテルによって物を判断することになります。言っている内容で判断すべきだと思う。一人一人の国民が人権尊重の立場で、公権力に対して敏感である必要があると思います。

次に、この資料1のもう一つの問題を指摘しておかなければなりません。それは、先ほどの「ところが、驚きで」というところからさらに4つ下にあります。「そこで、事業の執行機関として、そちらからも明日、ニセコ高校に対して指導をお願いします」、こうあるわけです。この担当者は、既に講演者に対して指導をした、だから財団も指導してほしい、そういう意味に解されます。この指導という言葉は、上の者が下の者に対して使うのが普通です。今回の経産局と山形先生にやりとりが先ほど片山町長がお認めになりましたけれども、意見表明という対等の議論ではなく、経産局職員の行為は上から指導するという目的が明らかなのです。さらに、先ほどの教育長の答弁からあるように、ニセコ高校を指導する権限のない経産局が財団を通してではありますが、ニセコ高校に対して指導しようとしたことは極めて不適切なやり方です。これを一般には介入、圧力と呼ぶのではないのでしょうか。

次に、片山町長に関しては、3月議会の意見表明の部分です。経産省の担当者も一人の人間として意見表明権はある、主催者として意見を言う権利は当然あるのではないかと、主催者が意見表明して、そこでいろんな議論があるというのはごく普通のことではないかと、これに関して訂正していただいたと理解して、それに関しては評価したいと思います。

今回の問題が介入か、介入でないか、いろいろな場で議論されてきました。しかし、この資料1のメール内容から、その議論に私はピリオドを打つことができたと思っています。

改めてもう一つ質問したいのですが、今回のこの問題に関して、教育委員会において議論されたか。そこでどのような意見が出たのか。また、今後の対策をどうするか。このようなことが起こったときの教育委員会の対策を立てるべきではないか。お伺いします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの三谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目ですけれども、このエネルギー教育モデル校事業、大変危険なものはらんでいるというご指摘でした。確かにこのご提示いただきました資料を見ますと、大変私も驚きと憤りを感じた次第でございます。ただ、前にもお答えしましたけれども、子どもたちがエネルギー教育モデル校を受けるに当たって、非常に体験が広がり、考える機会もふえたと。先日の意見発表大会では、3年生の女子生徒がこのエネルギー教育モデル校を学習することで私は身近なところから省エネルギーについて考えて、取り組むようになったという意見を述べておりましたけれども、子どもたちにはこういうモデル校の事業を通して、国の政策についてもこれがどうなのかと、この政策がそのままなるほど、そうなのだと受けとめるのではなくて、それについて議論する、いろんな考えを持つ材料であるのかなというふうに、いわゆる教材ではないのかなというふうに私は思っております。非常に意義ある活動だというのはこれまでも答弁してきたとおりでありますが、その背景にこういう資料に書かれているような内容があったことは、大変私も残念に思っております。そういうことで、この資料を見ますと、そういう危険が背景にあったということは認識したつもりでございます。

2点目ですけれども、この事実を山形先生が当初用意していたものを変更して、資料を一部変更してつくったということで、これについては大きく考えますとやはり学校の教育の自主性、自立性を脅かすものであるというふうに考えております。私は、学校の自主性、自立性というのは一番大事にしたいところであるというふうに思っておりますので、今後このようなことがないように努めてまいりたいというふうに思っております。

3点目ですけれども、高校に対して指導をお願いしますと、これはご指摘のとおりで、学校に対する指導ということはありません話ではないかなというふうに思いますので、極めて不適切な内容であると捉えております。

最後ですけれども、教育委員会の議論ということで、4月当初教育委員会にて、新聞報道があった後ですけれども、その内容について教育委員で改めて去年からのいきさつを確認しましたけれども、また今回のご指摘を受けながら、再度教育委員会において議論を深めたいというふうに思っておりますし、今後の対応についてもそこで皆さんからの意見を持ちながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 次の問題は、種子法廃止による影響についてです。この種子法というのは、主要農作物種子法というのが正式名ですが、一般には余りなじみがありませんが、これまで日本の

農業者の経営の安定、そして日本の食料の安定供給において大きな役割を果たしてきた法律です。これがなくなることによる影響というのは、すぐには出ないかもしれませんが、農業者への影響、そして国民一人一人、その食べ物に対しての影響というのが出てくる可能性がある。そういう意味において非常に大きな問題だということで、一般質問を通し町民に訴え、そしてニセコ町行政にも訴えたいと思って質問するところです。

それでは、質問に入ります。主要農作物種子法がことし4月に廃止されました。以下について町長の見解を伺いたいと思います。

1、種子法とはどのような法律か。

2、なぜ廃止され、廃止によりどのような影響が生じる可能性があるか。特に以下の点に関してはどうか。①、種子生産等にかかわるシステムの消失、2、種子法を貫く哲学の消失、3、民間企業の参入。

3、ニセコ町に対しての影響。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大きな1点目の種子法とはどのような法律かという点であります。昭和27年に戦後の食料増産という国家的要請を背景に、国、都道府県が主導して優良な種子の生産、普及を進める必要があるとの観点から稲、麦、大豆の種子を対象に制定された法律で、戦後の日本農業の振興に大きく寄与した法律だというふうに認識をしております。

2つ目のご質問であります。主要農作物種子法の廃止の理由として、1つは種子生産者の技術水準が向上したこと、2つ目は多様なニーズに対応するために民間ノウハウも活用した品種開発の推進が必要なこと、3つ目は都道府県による種子開発、供給体制を生かしつつ民間企業との連携により種子を開発、供給することが必要であるとの判断から廃止されたというのが農林水産省の説明となっております。

この廃止による影響としましては、優良種子の提供や価格の不安定化、輸入米の増加、企業による遺伝子組み換え種子やハイブリッド種子の販売加速などが挙げられますが、特に懸念されることは原種及び原々種の生産を都道府県に義務づけられていることが今後守れなくなり、原種が消滅する可能性があることではないかと考えております。また、議員ご指摘の法の裏づけの消失により、これまで都道府県が構築してきた仕組みが縮小する可能性があり、地方交付税の積算も消滅し、そのノウハウも引き継がれなくなるおそれは十分に考えられます。さらに、民間企業の参入は、利益追求のみの種子に限定され、利益にならない種子は衰退する可能性も否定できないものと考えており、ニセコ町としても大きな懸念を持って注視している状況でございます。

最後に、ニセコ町の影響ですが、本年3月末に廃止されたばかりであり、現在のところニセコ町に直接影響が出ているとは聞いておりませんが、先ほど説明させていただいた影響が将来予想されることから、北海道に対してはこれまで同様に主要農作物種子法の意義を受け継ぐ条例などの制定を働きかけるとともに、国に対しても地方の懸念を率直に伝え、種子法の復活、もしくは新たな種子法の制定を働きかけていきたいと考えております。ご協力、ご支援をよろしくお願いを申し上げます。

ます。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） この種子法の廃止なのですけれども、大きく分けて3つの問題があると考えて、3つに分けて質問しました。1つは、種子法によってつくられている種子行政のシステムが消失あるいは縮小するという事です。それから、もう一つは、種子法の中を貫く哲学が失われる。それから、3つ目は、民間企業の参入による影響というのがあると思います。

初めに、システムということで挙げたのですけれども、簡単におさらいしますと種子法のシステムといいますか、仕組みというのは、指定種子生産圃場、それから指定原々種圃、原種圃、こういったものを指定し、そして圃場審査をし、生産された種子、原々種、原種の生産物の審査をする。それから、優良な品種を奨励品種として指定するための試験をする。優良な種子の生産及び普及のための指定種子生産者への勧告、助言、指導をする。種子の安定供給のための種子計画の策定をすると、こういったことが都道府県の農業試験場等で行われてきたわけです。種子法に基づいてそれが行われてきたわけです。それによって種子法の役割というのが簡単に言うと主要な作物の優良な種子、これを安定的に生産、普及すると。そして、奨励品種を決めると。そして、農家には安定的に安く今強調した部分が行われてきたわけです。こういったことが失われる、あるいは影響を受ける可能性があるということなのです。特に心配されているのがこういう根拠法に基づいて地方交付税によって財源というのが決められていた。それがなくなる可能性があるということです。それに関しては、附帯決議というのがあるのですけれども、これはあくまで努力義務で、それに対する具体的な歯どめというのがない。そういった不安定な状況になっています。今簡単に言うとそういったシステムが失われるということが直接農家に影響してくる可能性があるということです。それを今やっぱり北海道あたりも心配して、いろんな法律をつくる、あるいは今回の先ほどもありましたけれども、市町村あたりが意見書等を上げて、道に対して求めているということだと思います。これまでどおり優良で安い種子の安定的な生産、普及が行われるためには、やはり道に対して条例として制定してもらおう。これまでどおり種子の生産にかかわるように要望していくことというのが町長の中にもありましたけれども、極めて大事でないかと思います。

それから、2つ目の種子法の哲学というのが非常に大事な部分だと思います。これが種子は公共の資産という考え方があった。それに基づいて、国民の食料確保に必要な種子は、公共財として守らなければいけないのだという、そういう考えが貫かれていたわけです。それがなくなるということは、民間に種子が委ねられるということにもなる。この種子というのは、農業にとって、土地、水、そして並んで不可欠と言われているわけです。種子がなくなれば食料もなくなって、私たちも生きていけなくなるかもしれない、そういう極めて重要な哲学がそこにはあった。それをある意味では種子法を廃止したということは、投げ捨てたに等しいということです。ここの部分は、日本人一人一人が改めて認識して考えていかなければいけないと思います。

町長の答弁の中にこの廃止の理由が述べられていましたけれども、一般的に言われているのはT P Pに関連する規制緩和、その一つというふうに言われているわけです。そういった意味でも今の世の中、世界の動きというのがどういうふうになっているのか、それが我々一人一人の生活にこれ

から密接に結びついてくる、影響してくる可能性があるのだということも認識しなければいけないと思います。

それから、3つ目の企業の参入なのですけれども、これは結局民間企業参入の障害になっているのだというのが一つの理由になっているわけです、廃止の。だから、民間企業の参入を促しているわけです。一番の問題は、種子を自分のものとする所有権を主張して、例えば特許料を払わなければ種子が使えなくなる、こういったことが起こる。これは種子の私有化です。日本の種子を支配して食料を支配することになり、ひいては食料主権の侵害をする、これが一番の最大の問題だと思います。

それから、もう一つ考えられるのは、民間の企業戦略としてあるのですが、種子の購入によって肥料、農薬、栽培等が義務づけられていることが多いわけです。これによって民間の種子がふえることで、生産者の自由な意思による営農、農業ができなくなってくるおそれがある。そしてまた、種子法のもとで、主要農作物種子価格が奨励品種の普及に対しての都道府県の補助金があるなどして安い価格だった。これが公的資金の提供がなくなれば将来的には生産コストが上乘せされて、種子の価格がはね上がることも十分考えられるわけです。その他いろいろな問題点は町長のほうから述べられていました。

そこで、再度質問したいのですけれども、種子法の廃止によって民間企業の参入想定されるわけですが、特に心配されるのは他国籍企業だと思います。このことによる日本の農業への影響をどう考えているかということが1つ。

それから、2つ目には、今後食料を安定的に確保していくためには、種子を公共のものとして守っていく必要があると思うのですが、そのためにはどうしたらよいとお考えか、2点お伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 今後種子法廃止になって本当に大丈夫かというのは、私も全く同意見でありまして、これまで農協の会議、あるいは農業者の皆さんが集まる会議では、この種子法について警鐘を鳴らさせていただいてきたところであります。

今ご質問の多国籍企業の関係であります。今TPPが動いて、10年後に例えば本格始動して、ISDS条項というのが規定ありますので、それは市場参入を阻害する、あるいは市場の参入にハードルをかけたり、待ったをかける法律は国内法においても、もちろん都道府県条例もそうですけれども、それはISDS条項が優先すると。つまり企業利益、企業の自由な参入というのは、最大限保障しなくてはならないというのがISDS条項で、しかもそれを阻害した場合については損害賠償義務が発生するということで、本当に日本の国家主権を脅かす大変危険なものであるというふうに私は認識しておりまして、こういったものに日本の貴重な種子が開放されていって、将来例えばF1品種しか高価格で買えない。種子が1代で当然なくなりますので、毎年農家は高い種子を買わざるを得ないと、そんなことに追い込まれるのではないかという強い懸念を持っています。食料自給率にも将来大きな禍根を残すというのが私の基本的な考え方でありまして。

それから、公共財として残すということは、この3つの品目の種子だけ当初限定しておりますけ

れども、これによってメロンであるとかいろんなものに実は波及して、それぞれの特産品を都道府県それぞれに工夫して農家の安定的な生産を図ってきた根拠法令となってきたわけでありまして。それが今回失われる。しかも、将来的には財源は保障されないということでありまして、市場参入を阻害しているということになれば、今度どんどん、どんどん縮小していく。正直なことを言うと、懸念ばかりであります。こういったものが国会での深い議論もなく制定されたということが非常に残念でありますし、国家主権というか、日本のよき伝統を守るべきにもぜひとも復活してもらいたいというのが私の基本的な考え方でありまして。そういった面で今後とも行動してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 今他国籍企業に関してI S D S条項の問題町長お話しされました。そういったいろんな問題があつて、非常にこれは大きな問題だと思っております。

特に遺伝子組み換えという問題が大きいなと思っております。アメリカでは、小麦、大豆のほとんどが遺伝子組み換えで占められていると言われている。世界の種子市場で他国籍企業3社が50%を超えて支配していると言われているわけです。バイオテクノロジーで遺伝子組み換え品種を生産、普及して、農薬に強い遺伝子を持つ種子と除草剤を組み合わせるわけですね。また、種子は特許商品ですから、農家は自分で種をとることができません。毎年種子を購入し続けなければならないし、また除草剤も使い続けなければならない。他国籍企業の種子ビジネスへの参入が行われれば、こういった懸念が出てくるということです。日本の農業の中でそういった遺伝子組み換え品種でもって覆われてしまうということだつて十分考えられるわけです。日本においてこの種子法の廃止が遺伝子組み換えの種子が広まるきっかけになりかねないおそれがあると思っております。それから、もう一つは、消費者にとって他国籍企業による遺伝子組み換え作物の種子が日本で広まるということは、遺伝子組み換え作物でない作物を選択したいという人にとっての選択肢が狭められると。これは大きな問題だと思っております。

先ほど答えがなかったのですけれども、ちょっと難しいかもしれないのですけれども、食料を安定的に確保するためには種子を公共のものとして守る必要があると思うのですが、そのためにはどうしたらいいかという問題について述べたいと思っております。今回この種子法の問題を質問したのは、先ほど冒頭に述べましたけれども、もともとは町民からのいろんな心配を聞いたのがきっかけです。まず、1つは、今お話しした遺伝子組み換えが入ってくる心配です。それから、もう一つは、自家採種できなくなるという不安を聞きました、何人からか。そして、他国籍企業による種子の独占というのは、種子の多様性が失われる、そのおそれがある。食料を安定的に供給するには、地域に合った多様性のある種子が重要なわけです。そして、その多様性のある種子の確保は、それが種子を公共のものとして守ることになると思っております。そのためには、在来種や固定種から自家採種をする自然農法等の栽培方法による農業というのが大事になってくるのではないかと私は思っております。ニセコ町内の自然栽培や有機農業等の多様性のある農業形態がますます重要になってくるのではないかと私は考えるわけです。これにもまた問題がありまして、現在種子の自己採種は、基本的にはオーケーなのです、在来種とかそういったものに関しては。ところが、農水省は、自家採種を原則

禁止にすることを検討に入っているとされているわけです。種子の多様性を守るとともに、とった種子を活用してできた農作物の流通の支援をすることが必要になってくると思うし、農家の種子の権利を守ることが必要ではないかと私は思うわけです。

そこで、お伺いしたいのですが、さっきから言っている種子を公共のものとして守るために、ニセコ町においてこれまで以上に自然農法や有機農法といったさまざまな多様性のある農業を行うことが重要になってくると思うのですけれども、その点に関して今回の種子法を見ていかにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 遺伝子組み換えを初め、幾つか論点出していただきました。その中で多様性のある農業ということで、ニセコ町これまでも農業におきましては大規模化を進めるとともに、小さな農業でハウス栽培を含めたそれぞれの多様な農業についても応援をしておりますので、これまで同様多様な農業への挑戦を応援していきたいと、そのように考えて取り進めていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） それでは、三谷議員の質問に町長の意見に補足させていただきたいと思っております。

まず、1点目の国際化の流れでございますけれども、実は種子については日本は非常に世界に逆行しておりまして、アメリカとかカナダはかなりパーセンテージ的には自主採種が非常に高いという状況の中で、日本はこれを放棄したという状況になっておりますので、これは世界の潮流から見ても少し逆行している流れではないかというふうに認識しております。平成25年に国連は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約というものが出されておまして、そこで締結国政府は農民の種子の権利を保護する責任があると明確にうたわれているわけです。そうしますと、つまり農民の種子の権利をきちっと守りなさいと国に義務づけておまして、日本においても25年に締結しているところでございますので、これは全体の流れから見るとかなり逆行している流れではないかというふうに思っておりますので、引き続きこの部分についても北海道を含めて国に対して要請をしていきたいというふうに思っております。

それから、ニセコ町の農業の多様性についてですけれども、ニセコ町は政策的に特定の農産物を誘導するような状況ではなくて、もっと多様的にいろんな規模に応じた農業を展開していく必要があるというふうにここ数年感じておまして、有機農業を含めて、無農薬栽培も含めて、そういった農家さんに対する基本的な相談があれば支援をしていくという姿勢は変わっておりませんので、今後も引き続きニセコ町の農業の多様性について支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 次に、木下裕三君。

○1番（木下裕三君） それでは、通告に従いまして、1件質問いたします。

民泊を解禁する住宅宿泊事業法、民泊新法と呼ばれますけれども、が6月15日に施行されました。

ニセコエリアにおいてもコンドミニアムや別荘だけではなく、賃貸借や一般住宅の空き室、空き部屋なども利用することが想定されていますけれども、ニセコ町としてこの民泊新法をどのように捉えているか伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

これまで宿泊営業を行う際には、原則として旅館業法に基づく許可が必要となっていました。全国各地で急速に増加している住宅等を使いたいいわゆる民泊について、この許可を受けることなく営業している実態があり、安全面や衛生面の心配、騒音やごみ出しなどの近隣トラブル、これらが社会問題となっておりました。住宅宿泊事業法は、これらの解消を図り、多様化する観光旅客の宿泊ニーズに対応し、健全な民泊サービスの普及を図るものをございまして、平成29年6月に新たに制定されたものでございます。この法律では、宿泊に住宅を提供する住宅宿泊事業者が都道府県知事等に届け出をすることにより、年間180日まで宿泊サービスを提供することが可能となります。その際、家主が居住している場合は、家主が衛生確保措置、宿泊者に対する騒音防止のための説明、近隣からの苦情への対応、宿泊者名簿の作成、備えつけ、標識の掲示などを行うことが義務づけられます。また、家主が居住していない場合は、住宅宿泊管理業者に委託することを義務づけ、適切に運営されるよう制度化されております。

なお、住宅宿泊管理業者は、国へ登録しなければならないこととなっております。現在の届け出状況につきましては、北海道が6月15日に発表した内容によると道内では91件となっております。なお、ニセコ町内においては届け出はございません。近隣では、倶知安町が3件、蘭越町が4件、真狩村が1件となっております。

本法の施行については、ニセコ町として住民や観光客の安全などが確保できることを前提として、利用者の多様なニーズに応えられることは望ましいことと考えております。また、本法の施行に当たって、都道府県が条例により実施する区域や期間を制限することを認めており、北海道では地元市町村の意向を受け、小中学校等の周囲100メートルにおいては事業が実施できないように定めております。ニセコ町においての学校等は、ニセコ小学校、近藤小学校、ニセコ中学校、インターナショナルスクールニセコ校が対象となっております。現状では、町内での届け出がない状況ではございますが、法律にのっとり適切な事業運営がなされるよう今後も北海道など関係機関と連携をして取り進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） ニセコエリアは、特に冬期間の繁忙期は宿泊施設が供給不足になったりと、あと料金の高騰とかで、近隣町村とかではアパートの未入居物件を民泊に利用するといったことも新法の施行前から実際見られていまして、そんな中でも無許可のいわゆる違法民泊というものも出ているふうに聞いています。

再質問なのですけれども、ニセコ町内でこういった無許可の違法民泊というのは把握されているかどうか、把握しているのであればどれくらいあるのか、こういった内容なのかというのをお知らせください。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 違法民泊が町内にどれくらいあるかというご質問でございますが、町のほうでは調査をかけたことはございませんで、正式な数字としては把握はしてございません。宿泊事業者関係の届け出等についても、基本的にはこのエリアですと倶知安の保健所のほうに出るという関係もございまして、町のほうには正式に宿泊事業者としての名簿については存在していないという状況でございます。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 違法民泊は、今のところないというふうに把握しました。

今回の民泊解禁によって、これからニセコでも期待される民泊、先ほど多様性ということ町長のほうからもおっしゃいましたけれども、コンドミニアムとか別荘とか、あとアパートの空き室とかそういったものの利用だけではなくて、家主が実際に住宅内に住んでいて、部屋の一部の空き部屋、そういったものを旅行者とかに使えるようにするいわゆるホームステイ型というのを期待したいなというふうに思っているところです。特に海外からの旅行者にとって地域住民との交流ですとか日本文化との触れ合いに関しては、最も期待するところなのですけれども、残念ながら今のニセコでそれが充実しているとは言いがたいと思っています。その点この民泊のホームステイ型というのは、海外からのそういったゲストの利用者の満足度が高い体験ではないかなというふうに思っております。ニセコエリアも近年の外国人の来訪者の増加と今回の民泊解禁の状況を踏まえて、満足度の高いホームステイ型の民泊というのにチャレンジしようかなというふうに考える町民も潜在的にいるのではないかなというふうに思っています。しかし、新しい民泊新法について内容というのを詳しく知る機会というのがなかなかないな、適正な運営だとかノウハウだとか個人でそういった知識を習得するのはなかなか難しいというふうに考えています。先般ニセコ観光圏で行われた来訪者満足度調査においても、ニセコエリアとして取り組むべき最優先課題として体験プログラムの充実ということが挙げられていました。僕は、このホームステイ型の民泊というのは、優良なまさに体験プログラムの一つではないかなというふうに考えております。この民泊に興味を持っている、先ほど申し上げたチャレンジしようかなというふうな町民ですとか、あるいは逆にそういった民泊が解禁されたことによって不安を感じる町民に向けてもメリット、デメリットを含めて行政が今回の新法に関しての内容を伝える、情報を伝えるような、そういう機会をぜひつくっていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 確におっしゃるとおり、民泊法の内容、メリット、デメリットは一般の方はなかなかわかりづらい点があるかと思っておりますので、どんな形がいいかちょっと検討させていただいて、何らかの民泊に対するお知らせをする機会は設けていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） これにて一般質問を終了いたします。

この際、午後1時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時43分

再開 午後 1時43分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第4号

○議長（高橋 守君） 日程第5、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（高橋 守君） 日程第6、議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第6号

○議長(高橋 守君) 日程第7、議案第6号 町税条例等の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 町税条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第7号

○議長(高橋 守君) 日程第8、議案第7号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

篠原議員。

○7番（篠原正男君） これは、さきの前年度の補正予算においていわゆる業務を自賄い業務から委託業務に切りかえたと、この事業でよろしかったかどうかという点と、その際に私が質問したのは、事故にかかわってそういう起きる懸念性がないのかどうかというあたりも質問させていただきました。今回その辺について全く問題ないのかどうか確認をいたしたいと思います。

あわせて100円未満の端数のある同じ納期を定めているものの他の例えば学校給食センターの給食費ですとか幼児センターの保育料ですとか、納期を定めているものに対して同様の例がないかどうか、それを2点お願いいたします。

○議長（高橋 守君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） ただいまの篠原議員の質問にお答えいたします。

今回の国民健康保険税条例の改正に関して、委託云々という部分とは別な話になってきています。今回この改正につきましては、ここに例示してありますとおり、2万2,400円という部分の例示なのですけれども、1期部分が大きくなるというような形のものでありまして、この部分につきまして1,000円単位だったものを100円単位という形にすることによって端数を調整して、期別税額を均等にしていくというような形の改正になっております。

（何事か声あり）

申しわけありません。今回の改正とは委託の発注の関係とは特に関係がございません。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 委託ともう一つ、たしかサーバーを自賄いで行っていたものをそれもセンターかどこかそっこのほうでやるという説明でなかったかなというふうに記憶しているのですが、それとまた違うのでしょうか。

それと、国民健康保険税以外にニセコ町が納期を定めて徴収しているものの中で、例えば第1期目に1,000円単位でまとめてしまうものだとか、第2期以降は平準化されていく、ですから今回これをやるということとほかにもこれをやらなくてはいけない同様の趣旨のものはないのかどうかということをお伺いしているのです。

○議長（高橋 守君） 税務課長。

○税務課長（芳賀善範君） 今回国民健康保険税の改正なのですけれども、ほか町道民税とか固定資産税については4期というところで、その部分については今までどおり1,000円単位でまとまっている形になっております。国民健康保険税8期に改正したときに、その時点での検討がなされていればよかったのですけれども、この部分というのは検討されないままきておりまして、今回100円単位という形で納税者に利便性が図れるということで、8期ということで影響がやはり大きいと。4期ですとそれなりに平準化されていて、そんなにこのような国保税みたいな差が出ないというところで、国民健康保険税は8期に分かれているものですから、この例示の表のとおり1期とほかの期別の税額がちょっと差が開いてしまうということもありまして、今回の改正ということになって

おります。

あと、国民健康保険税都道府県化ということでこの4月からスタートしております、国が標準システムをつくりまして、各都道府県というか、各市町村がそれを実際利用するという形で、今までウェブタウンといううちが使っていたシステムから国のシステムを一回通って課税計算等を行っているということではあります、その部分が今までとは計算方法といいますか、システム的な流れはちょっと変わってはきておりますけれども、基本的には事務的な操作性とかそういう部分は違ってきておりますが、内容については今までと変わっていないという状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原さん。

○7番（篠原正男君） 今回国民健康保険税条例の部分だけ取り上げて改正する、ほかのところに関しては従前のままだと、どうもその辺が行政としていかなものかと言わざるを得ないと。横の連携が全くとれていない。自分のところだけよければいいというような、そんなことではこれは大変なことになるのではないかなという気がするのです。この条例をつくる時に他の例えば税、それから使用料の徴収にかかわるところの事務なども全て見直して、同じような土俵に上げるというのが原則でないかと思うのですけれども、課長はそれでいいのですけれども、町長どう思いますか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 今篠原議員ご質問あった件であります、国民健康保険税だけがこういう制度になっておまして、1期に多く取るという仕組みになっています。それで、去年も住民の皆さんから窓口で1期だけこうやってどうして多くするのよと、払うの大変だという苦情が実はありまして、それでこのたび調べてみたところ独自でこういう緩和制度を設けてある自治体がほかにもあるということを確認できましたので、それについて独自条例でやって問題ないという確認を得ましたので、今回これについて出ささせていただいたということで、ほかにはこういった最初に全部取ってしまう、全部と言ったら変ですけれども、そういう面での負担があるものはちょっと私も把握しておりませんので、もう一度全庁的には調べてみますけれども、この国保税についての改正ではないかというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第8号

○議長(高橋 守君) 日程第9、議案第8号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑ありませんか。

斉藤議員。

○4番(斉藤うめ子君) 議案第8号の19ページの幼児センター費のことで伺います。

補正額が607万円になっているのですけれども、その内訳なのですから、次のページの19ページの負担金補助及び交付金が予算では207万9,000円だったのが344万1,000円に増加したわけですが、この136万2,000円増の内訳について説明していただきたいと思います。

そして、先日の教育行政報告の中の9ページにおきまして入園児童の状況の中に広域の中に2人入っているのですけれども、この関係はどういうふうになっているのか説明していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長(高橋 守君) 酒井センター長。

○幼児センター長(酒井葉子君) 広域保育所の負担金ということで、両方ともゼロ歳児なのですが、俱知安のほうに4月23日から、蘭越町のほうに6月1日から広域入所ということで入園することになっています。その負担金ということで、俱知安町のほうに108万7,380円、蘭越町のほうに163万2,960円支払うことになっております。広域の負担金ということで支払うことになっています。

以上です。

○4番(斉藤うめ子君) 済みません、ちょっと最後のところ聞き落としたのですけれども、広域のところは何とおっしゃいましたか。一番最後の発言された広域のほうに、要するに予算としては最初の3月予算で207万9,000円入っているのですけれども、それに対して今回この6月1日現在で俱知安にゼロ歳児と蘭越町ゼロ歳児、それ合わせて二百七十何万円ですか、が増額したわけですね。それで、この関係です。207万9,000円がもともと予算にあって、そしてそれが増額して、136万2,000円増額したわけなのですから、内容的にはこれは今酒井センター長がおっしゃったように人数はこれは変わっていないわけですか。変わってなくて、そして……。

○幼児センター長(酒井葉子君) 済みません。最初の予定していた人数ではなくて、途中で入園したということで、その分を補正するという形になります。6月の1日から途中で入園する子と4月の23日、途中から入園が決まりましたので、当初の予算からプラスして補正という形。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） それで、今説明した163万2,000円が途中から入った6月1日からの分が補正されたということになるわけですか。でも、全体的には金額的に整合性というか、なっていますか。ちょっと違うように思ったのですけれども、今急にあれして計算していませんけれども、倶知安町が108万円で、それは合計で2人分が344万1,000円になったという計算になるわけですか。

○議長（高橋 守君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時07分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 大変申しわけありません。月例報告の人数なのですけれども、ちょっと間違えていました。当初昆布に2歳児1名と蘭越にゼロ歳児1名行っていましたので、そのプラスということになります。なので、申しわけないのですけれども、広域は蘭越ゼロ歳児2名と倶知安ゼロ歳児1名と昆布保育所に2歳児が1名ということになります。トータル4名広域入所しているという形になります。それで、倶知安のほうに180万7,380円、蘭越町のほうに163万2,960円ということで、その分が増額の補正という形になります。大変申しわけありませんでした。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 済みません。ぱっと数字を言われて、もともと今の説明ですと昆布に1名、蘭越にゼロ歳児が1名で、その予算でとってあったわけですね。ところが、この説明でその後4月の23日から倶知安町にゼロ歳児1名と蘭越町ゼロ歳児1名で計4名、その分をこの2人の分が予算増344万1,000円、だから計で4名ですね。ただ、ここにはまだのっていないわけですね。教育行政報告の中にはその分は掲載していないことになりますね。6月1日現在となっているのですけれども。

○幼児センター長（酒井葉子君） 済みません。間違えたので、訂正になります。

○4番（斉藤うめ子君） それで、もう一点続けていいですか。この4名の方々なのですけれども、いろんな理由はあるかと思うのですけれども、ニセコの保育園に、仕事とか夜とか理由があると思うのですけれども、ほかの地域で行かなければならない理由というのはどういうことがあるのでしょうか。

○議長（高橋 守君） 酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 昆布に行っている1名は、近いということで昆布のほうを希望して、西富地区というか、そちらに近いところにいるということで、1名近いということでそちらに行かれています。あとのゼロ歳児3名は、うち7名の定員で、7名ゼロ歳児オーバーしておりますので、あと職場が近いということで倶知安と蘭越のほうに希望しているというようなことであります。

以上です。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 15ページの観光費の中の需用費の修繕費94万円なのですが、デジタルサイネージの修理ということで上がっておりますけれども、破損による修理ということですか。どちらのどのデジタルサイネージがどのように壊れたかということをお教えください。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） デジタルサイネージのことですが、場所につきましてはニセコアンヌプリ国際スキー場の屋外に置いてあるサイネージでございます。今回サイネージの機器をカバーするための外側のカバーのところについています車のフロントガラスのような安全ガラスというのですか、それに何か物がぶつかってしまったようで割れてしまったということで、その修繕ということでございます。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 当初このデジタルサイネージの話は、27年の12月の定例で出ているのですが、当初予算、この予算が。そのときに僕質問した際に、大体年間の維持費が五、六十万円かかるだろうというふうに言っていましたけれども、今回の修理とは全く関係なく五、六十万円かかっているのか、実際どれぐらいかかっているのかわかれば教えてください。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 議員ご指摘のとおり別ということでございます。運営費に関しましては、システム運営でございますので、いわゆるパソコンサーバーとかを運営する費用ということで年間別に50万円から、今修繕とか、あとオペレーションシステムの更新とかそういうの中でちょっと金額が変わるのですけれども、90万円ぐらいの間の中で今運営をしている状況です。

以上です。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 最初話が出た当初、広告収入も念頭に入れているという話をそのときいただいたのですけれども、実際に今そういった広告収入があるのかということと、維持費のほかにこういった今後何か破損があった際いろいろと金額出てくると思うのですけれども、それをどんどん、どんどん賄っていくのに今後経年劣化も含めてニセコ町にとってお荷物にならなければいいなという懸念がありますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 広告収入については、現時点では入ってきていない状況でございます。こちらについては、置いている場所がJRの駅に置いたりしている関係がございまして、JRのほうは広告による商いもされているものですから、そこについてはまだ調整がつき切れていないというところがございます。

それと、コストに関しては、どうしてもやはり機器でございますので、ランニングコストかかってまいります。どうしてもそれに関しては常に動かす以上かかってしまうものですから、そのコストに値するような情報をきちっと発信をしていくということに今後も心がけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋 守君） 浜本議員。

○2番（浜本和彦君） 今の木下議員と同じページになりますけれども、商工費の15節工事請負費、説明は受けましたけれども、金額の詳細も含めて、内容も含めて詳細に説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 工事の箇所でございます。外灯の交換ということでございまして、ニセコ駅の向かいまして左手のほうに駐車場がございまして、そちらを照らす外灯がございまして、そちらが破損をしているということで、そちらを交換をするということで今回補正を上げさせていただきます。概要は、LEDランプを4個取りつけるということで今予定をしております。単価的には1つ十三、四万円程度のもので、あとそのほか工事費がかかるというような状況でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 20ページ、災害復旧費、工事請負費の中において説明の中におきましては富川7号線、それから真狩川沿線ということで説明がありました。このほかに傷んでいる箇所はなかったのかどうかということ、この中においての真狩川沿線については、この奥で国営事業が行われています。この関係で道路の破損というのはなかったのか。もし仮にそこでいけば国営の絡みで補修、これ見ると町の単費でやるような災害復旧ですけれども、国営の中で兼ね合いがとれないのかどうかも含めて聞きたい。

それと、もう一点がちょっと私もことしの予算の中の確認しなかったもので、間違っているかもしれませんが、砂利道の砂利の補修は計画がどうなっているか。それと、そろそろグレーダーなどでの補修が必要かと思ひます。ことしの雪解けの水の出方で砂利道もかなり傷んでいる箇所があります。その辺も含めてこの災害復旧で見れなかったかどうかも含めてお尋ねします。

○議長（高橋 守君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問でございますけれども、ほかにないかということでございますが、この補正を査定した後に発覚しているところは数カ所ございまして、現在まだ測量積算中ということでございますので、必要に応じては次回の議会なり、場合によっては専決をさせていただくようなこともあり得るかもしれません。ということでございます。

それから、2番目の真狩川沿線のほうでございますけれども、奥に確かに今も国営事業が動いて、大きな機械が通っているというのは私もご承知してございまして、現在こちらのほうについては鉄板を大きなものをかなりの枚数敷いていただいて、道路が破損しないように配慮をいただいているところでございます。今回補正するのは、杉本沢川というところがありまして、ことしのかなりの大雪に伴いまして水の量が相当川を流れてきて、それがこの川沿線の道路にぶつかって、一部用水と合流してわたってなっているところなのです。やはりその水の量が非常に多くて、道路本体に影響が出まして、今回その側溝と出口、用水とかの一部補修をするというようなことで、直接的な原因は融雪の水の量の多さによるものというふうにしてございまして、その後、国営については、先ほ

ど言ったように鉄板を敷いて、それ以上傷まないように措置していただいておりますので、議決された際には早急に発注の準備を今しているところでございます。

それから、砂利の補修、ご指摘のとおり、砂利のほうも傷んでいるところがございまして、維持補修の委託料ということで毎年予算をいただいておりますので、その範囲で今適時補修をしているということ、去年の秋のような大雨によって激しく傷んでいるというのはそんなにないのかなと。一部川北のほうとかで傷んでいるところは、それはもう既に処置済みということでございますので、これからも随時町民の皆さんからもご要望等もあるところについては、既に手配しているものという認識をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） 済みません。ありがとうございます。

先ほどの真狩川沿いのあれなのですが、杉本沢川でしたっけ、がどの位置か私も見に行つて確認はできなかったのですが、敷き鉄板を敷いて、それこそ側溝越しに敷き鉄板を敷いて、そしてその上にまた敷き鉄板を敷いて道路を確保しているという場所と、あと敷き鉄板を縦つなぎで並べている場所が2カ所か3カ所ありました。そういう面で行きますと、金額的にはこれでは足りないのではないのかなという私もイメージを持ったのです。それで、あそこ当然ダンプだ何だかんだと重量系の車が通っているので、その辺を含めて必要ではないのかと思ったのがあります。あと、もともとあそこの道路については、地盤のやわいところですから、工事をやるにしても何にしてもちょっとかかるのではないのかなというイメージでいるのですが、その辺は大丈夫なのか。だから、結局は全部やらないと、あの一部だけでは済まないような気がするのですけれども、どうですか。

○議長（高橋 守君） 藤田課長。

○国営農地再編推進室長（藤田明彦君） ただいまの竹内さんのご質問にお答えしたいと思います。

奥に国営事業の工区がございまして、実際に工事用車両が通行するというので、それで開発と打ち合わせしまして、敷き鉄板を敷いた中でこれ以上崩れたりしないような形で現地対応をいただいております。それで、事業まだ動いておりまして、工事終わった段階では一応砕石ならしですとか、そういうことはしていただくことにはなっております。ただ、今現在の根本的な災害復旧部分については、建設のほうで対応いただくことになっておりまして、最後は敷き砂利等については、そんなに大がかりにやっていただくことにはならないかとは思いますが、それについてはやっていただきたいということで開発のほうには要望しておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） 12ページになるのですが、地球温暖化対策にかかわる普及啓発事業の委託料なのですけれども、補足資料のほうを見ますと委託料のところに、委託料の中段ほどになるのですが、町内事業を通じた広報啓発というふうにあります。3点のついているのですけれども、それぞれの具体的な内容を教えていただきたいのが1点と、あつこの事業そのものが町民向けに行われるものなのか、もしくは観光客向けに行われるものなのかを教えていただきたいと思つています。

○議長（高橋 守君） 企画課長。

○企画環境課長（山本契太君） 補足資料の5ページ、これの需用費の部分の真ん中からちよつと下のほうですけれども、町内事業を通じた広報啓発活動の中のエコポイント事業を通じた普及啓発、消耗品とあるのは、エコな活動をした場合にスタンプを押して、そのスタンプがたまったら金券と交換するという事業をやっておりますが、その台紙の印刷で1万4,000円程度、これは中段に書いておりますけれども、既に事業化している部分に宛てがうお金ということなので、ここに書いてあるにこつとBUSチラシ印刷の16万2,000円、それから観光パンフレットの印刷11万1,000円、エコポイント台紙1万4,000円と、これが全部この需用費の町内事業を通じた広報啓発活動と同じものということでございます。かつこの事業については、もう既に予算化をしてあって、それに後から補助金で手当てするという形になるということでございます。

それから、事業そのものについて、基本的には環境モデル都市としての取り組み、それから総合計画として環境創造都市をうたっているニセコ町にとってのさまざまな環境関連の取り組みということについては、啓発がまだまだ足りないというふうに考えておまして、今回のこのクールチョイスの事業と抱き合わせの中で実施することでそのPRをなお一層進めてまいりたいということです。基本的には町民向けという考え方をしておりますが、特段そこを観光客向けと、もしくは町民向けというふうに分けているという認識ではございませんけれども、基本的には町民向けにやっているというつもりでございます。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） 済みません。私が質問したのは、その下の段の委託料のほうのグリーンバイクと温泉郷と、あとなぞ解き宝探しあたりの3点だったのですけれども。済みません。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 失礼しました。下のほうの町内事業を通じた広報啓発というところですね。グリーンバイク事業というのも観光協会さんを通じて既に実施しておりますが、これでグリーンバイクの事業等を説明する看板を作成すると。その看板にグリーンバイクの事業も説明するけれども、あわせてクールチョイスも載せるよというようなことです。

それから、ニセコ温泉郷湯めぐり名人を通じたというのは、これもそもそも中央倉庫さんのほうでやろうとしている事業ですけれども、これに関するチラシ、ポスター等、それからTシャツ等を作成するというので、それに対してもニセコの環境モデル都市であり、それからクールチョイスというところもあわせてPRするという形、それからなぞ解き宝探しゲームというのもこれも観光協会さん通じた事業ですけれども、公共交通を活用するというので、これもクールチョイスの選択の一つということなのですが、このゲームを通じた普及活動としてこれにも活用させていただくということでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第9号

○議長(高橋 守君) 日程第10、議案第9号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第10、議案第9号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明いたします。

別冊でニセコ町定例会議案(追加)と記載の議案をご用意ください。2ページになります。議案第9号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ152万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,910万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月20日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が3ページ、歳出を4ページに載せてございます。

5ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。

6ページをごらんください。今回の補正額合計152万2,000円の財源については、全て一般財源でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。8ページをお開きください。10款教育費、4項高等

学校費、3日教育振興費では、全国高等学校定時制通信制各種大会出場経費補助152万2,000円ですが、6月16日から17日に行われました全道大会においてバレーボール男子が準優勝、卓球男子個人1名と女子個人1名がブロック第3位となりまして、8月上旬に神奈川県及び東京都で開催される全国大会出場が決定したことによる大会参加補助要綱に基づきまして生徒11名と引率教諭2名分の参加経費の補正計上でございます。なお、引率教諭については、北海道から旅費が別途手当てされますが、敗退の翌日から大会にかかわる費用は町費負担となります。

続きまして、歳入について7ページをお開きください。7ページ、歳入、19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において歳入歳出予算の収支均衡を図るための152万2,000円の計上でございます。

議案第9号の説明は以上でございますが、本補正予算にかかわります各会計総括表及び一般会計の歳入歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、こちらも別冊でお配りしております補正予算資料ナンバー4をごらんいただきたいというふうに思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第9号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議員派遣の件について

○議長（高橋 守君） 日程第11、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第12、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時37分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長(高橋 守君) 先ほど竹内正貴議員から、意見案第2号 北海道主要農作物等種子条例の制定に関する意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第2号について日程に追加し、追加日程第13として議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第13 意見案第2号

○議長(高橋 守君) 日程第13、意見案第2号 北海道主要農作物等種子条例の制定に関する意見書の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

竹内正貴君。

○5番(竹内正貴君) それでは、私のほうから説明いたします。

まず、本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました陳情第1号の意見書です。私竹内が

提出者となり、各産業建設常任委員が賛成者となって、北海道知事に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

意見案第2号 北海道主要農作物等種子条例の制定に関する意見書。

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法が本年4月1日に廃止されました。種子法は、国や都道府県の公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで稲、麦、大豆などの主要農作物の種子の生産、普及のため施策が実施され、農業者には優良で安心な種子が、また消費者にはおいしい米など農作物が安定的に供給されてきました。しかし、同法の廃止により今後稲などの種子の価格の高騰や長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されており、我が国の食の安全、安心、食料主権が脅かされる大きな問題です。

よって、ニセコ町議会は、北海道における現行の種子生産、普及体制を生かし、本道農業の主要農作物等の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安払拭のために北海道独自の種子条例を早期に制定するとともに、食料主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、すぐれた道産種子の遺伝資源が国外に流出することのないよう知的財産の保護を条例に盛り込むことなどを求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第2号 北海道主要農作物等種子条例の制定に関する意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。  
これにて平成30年第4回ニセコ町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 一 彦 (自 署)